
平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第6日)

平成31年3月18日(月曜日)

議事日程(第6号)

平成31年3月18日 午前8時55分開議

- 日程第1 一般質問 7. 大多和安一 議員
8. 河村 隆行 議員
9. 中田 元 議員
10. 松蔭 茂 議員
11. 藤升 正夫 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 大多和安一 議員
8. 河村 隆行 議員
9. 中田 元 議員
10. 松蔭 茂 議員
11. 藤升 正夫 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前8時55分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

ここで、お諮りをいたします。会期中3月14日の一般質問において河村由美子議員から一個人の体調に関する発言がありました。プライバシーに関するもので、不適切でありますので取り消したいという申し出がありました。

お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、河村由美子議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をしました。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 改めておはようございます。私は、きょう3件通告しております。

まず、一番最初に、災害時の備蓄品はという質問です。

阪神・淡路大震災は、まだまだ記憶に新しいことと思います。あの東北大震災からも8年が経過しましたが、自然災害はなくなるどころか、なぜか増加しているように思います。

昨年も大阪北部地震、平成30年7月西日本豪雨、台風21号、そして、北海道胆振東部地震と自然災害が頻発し、さらに激甚化が予想されます。

自然災害に対して自主防災組織の立ち上げが必要となっておりますが、我が町では、町民の間ではなかなか進まない状況にあります。自主防災組織が未成熟な地域ですが、未成熟だということでのままの状況で済ますわけにはいきません。

そこで、町が災害に対して備蓄品の準備をどのようにしているのかをお尋ねします。

まず、食料や毛布などは、どのくらいの準備なのでしょう。人数と、何日間分ぐらいもつのかを教えてくださいたいと思います。

また、その他の災害備蓄品としては、どのようなものが幾ら準備されているのかもお尋ねします。

町の大きな避難場所としましては、六日市基幹集落センター、蔵木中学校体育館、七日市林業センター、柿木基幹集落センターと考えられますが、いずれも床がかたく、冷たい場所と思われませんが、高齢者や病弱な人及び子どもたちのいわゆる災害弱者対策はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。それでは、大多和議員からありました災害時の備蓄品はということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

災害備蓄品につきましては、災害時に非常用食料となります備蓄食料と、それから、生活関連品や救出救助活動等で使用する資機材などの備蓄資機材に大別をされます。

町の備蓄食料につきましては、アルファ化米や防災パン、高カロリークッキーなどの主食となる食料や魚や肉を加工した缶詰、食料品など、主食以外の食料なども備蓄をしております。

また、備蓄資機材につきましては、毛布や簡易ベッド、簡易トイレやテントなどを一定数備蓄し、災害時に備えております。

まず1点目の御質問でございますが、食料につきましては1,200食程度、毛布につきましては200枚程度を準備しております。災害の規模にもよるわけでございますが、仮に全町民約6,300人といたしますと、そうした人数が一度に避難をするということになりますと、到底、今申し上げました数、数量が足りるものではございません。今後、備蓄数量の適正化については、町の役場の中で調整をしてみたいと思っております。

それから、2点目の御質問でございます。

品目については、多岐にわたることから、代表的なものを紹介をさせていただきたいと思っております。

折りたたみ式のテントが10張り、それから、簡易ベッドは20セット、簡易トイレが60セット、それから、テレビは5台、それから、自家用の発電機は5台、こうしたものがございます。

そのほかにも、医薬品や救助用の資機材、ブルーシートやラジオ、タオル、トイレトーパー、エアマット、こうしたものを一定数量備蓄しているような状況でございます。

さらに、町といたしましては、災害備蓄品については、各地域で準備と管理を実施していただけるよう進めておるところでございます。町内の自主防災組織に対しまして、防災資機材整備にかかる費用について補助金を交付し、災害備蓄品の整備を促しているというところでございます。こうしたことにつきましては、補助金もございますので積極的に活用していただきたいと思っております。

自主防災組織が未組織の地域につきましては、早急に組織化をしていただきまして、災害への備えを行っていただきたいと思っております。必要に応じて町の担当者が地域に出向き、組織化に向けた支援を行っていきますので、その際にはぜひ御相談をいただきたいと思っております。

続いて、3点目の御質問の災害時における災害弱者対策につきましてでございます。特に、床がかたく冷たいとの御質問でございますが、先ほどお答えいたしました品目の中の毛布、それから、簡易ベッド、エアマット、こうしたものなどを使用していただきまして、負担の軽減をしていただきたいということで今考えておるところでございます。

また、災害時の避難所での生活におきまして、何らかの特別な配慮を要する方々のために、町が二次的に開設する避難所として福祉避難所というものがございます。現在、申し上げますと、地域活動支援センターよしかの里、特別養護老人ホームみろく苑、特別養護老人ホームとびのこ苑、そして、養護老人ホーム銀杏寮、この4つの施設を福祉避難所として指定をさせていただいて対応しておりますが、まだまだ施設の数等で言いますと不十分であるということは認識しているところでございます。

今後も引き続き高齢者や乳幼児、妊産婦、障がいをお持ちの方や日本語にふなれな方など、災害弱者と言われる方々の対策を講じていきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ある程度の簡易ベッドとか、そういう弱者対策もあると思っておりますが、先般、中国新聞に掲載されておりましたが、災害の教訓として、「避難場所の施設の状況により災害関連による死亡が防げる」との記事が掲載されておりました。その内容は、簡易ベッド、段ボール製なんですけど、トイレが十分にあることと温かい食事とありました。

その内容がここにありますけど、「関連死招く厳しい環境、改善へ動き」ということで、これいつの日付だったかちょっと忘れちゃったんですけど、中国新聞に載っております、東日本大震災では、昨年9月までに災害関連死で3,701人が亡くなっていると。2012年3月までに死亡した1,263人について復興庁がその経緯を調べたところ、638人が避難所などにおける生活の肉体・精神的疲労が原因だったことが判明しているということで、新潟大学の榛沢教授の指摘が、

安全であるべき避難所が原因で亡くなるなんていうことはあってはならない。日本は多くの災害に見舞われながらも関連死への対策は不十分なままだと指摘されております。

ということで、いろいろここに書いてはございませんが、榛沢先生の調べた中で海外の避難所では、簡易ベッドの使用が進んでおり、1人当たり3.5平方メートル、畳2枚分の空間、それから、トイレを20人に1基、男女比で言いますと、男性1対女性3で設置するなど、災害時にも人道的に過ごすための国際的なスフィア基準というんですか、が取り入れられていたというような記事がありますが、この中で避難所の環境をよくしなければということで榛沢教授たちは14年に避難所・避難生活学会を設立、研究者のほか避難所運営に携わる自治体や企業にも参加を呼びかけたと。昨年には、避難所の抜本的な改善を求める提言をまとめた。

特に重要となるトイレ、キッチン——食事ですね、ベッド——睡眠の頭文字、TKBを合い言葉に掲げたということで、その記事の上に各地の避難所の問題点、改善の提案ということでT——トイレですね。トイレについては、断水で排せつ物が流せない。手洗いが別になっていて不衛生。和式が多いから高齢者には不便。仮設トイレも排せつ物が満杯だし、トイレは余り使いたくないから水を飲むのを控えようというような声があり、水を飲むのを控えるために体調悪化につながりやすくなったり、先ほどの和式とか高齢者に不便ということで、バリアフリー対応が少ないということで、欧米では災害用のトイレを備蓄し、災害後に運搬している。それで、コンテナ式の手洗いの内蔵などを目指しているということで、ここにもありますが、空腹は耐えられてもトイレは我慢できない。衛生的なトイレが避難所では重要だということで、トイレの問題。

それから、K——キッチンですが、菓子パン、乾パン、コンビニおにぎり、温かい御飯が食べたいなという声や、炊き出しの列に並んで待つ時間が長いというようなことが問題だそうです。

それで、Kということで、避難所で調理して提供することを前提に、キッチン、キッチンコンテナ、キッチンカーを備蓄する必要があるということをやられております。

そして、B——ベッドでは、ざこ寝だとよく眠れない。足音がうるさくて安眠できなかった。体育館の床は大きくて、足音や振動が遠くまで伝わりやすいそうです。

そして、ほこりや土ぼこりを吸入しやすくなり、呼吸器疾患につながるおそれがあるということで、ベッドでは簡易ベッドの備蓄や段ボールベッドの供給体制を事前に確保することによって安眠がしやすくなり、体調悪化につながりにくいということをやられております。

そしてさらに、ほかに健康に影響しかねない問題として、温度管理、空調が難しい、避難所ではですね。それから、プライバシーが確保されづらい。高齢者、障がい者、妊婦ら災害弱者に支援が乏しくなりがちであると。また、仮設住宅建設に時間がかかり、避難所生活が長いと。避難所を避けて、壊れた自宅や車中泊で過ごし、体調悪化が進み災害関連死につながるおそれがあるということが指摘されております。

また、災害関連の食料としましては、現在、約3億8,700万円をかけて整備中の障がい者総合支援センターにパンの缶詰を製造する機械設備が整備されるということです。このパンの缶詰を製造する機械設備は、近隣地域にはない設備のため、大きな需要が見込まれ、この支援センターを利用される方々の自立にもつながることだと思っております。工期は8月31日と聞いておりますので、一日も早い完成を待ちわびたいと思っております。

また、先週土曜日、3月の16日の新聞報道には、「災害時に通行どめになった際、国が優先的に復旧に当たる道路として、重要物流道路というものが全国に約3万5,000キロ、国土交通省が指定する」との記事が掲載されました。この指定される道路の中には、計画される道路も含まれるようです。

同僚議員が提唱した中国縦貫道の六日市インターチェンジを中心とした岩国―益田間を連絡する道路計画を町として関係機関に発信されたらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

まず、お話のありました簡易ベッド、トイレの話でございますが、先ほど申し上げましたように、備蓄といたしましては、ベッドは20セット、それから、簡易トイレは60セットということで、とりわけベッドにつきましては、通告にもございますように、段ボール式のものでございまして、まだ、それを避難所で実際使ったことはございません。エアマットがあつたりしますので、それから、毛布を使っていたり、それから、御高齢の方、体の御不自由な方につきましては、先ほど御紹介をさせていただいた福祉避難所のほうへ移っていただくということで対応しておりますので、まだ、その実際ベッドを使ってということはないわけでございますが、そうしたことも今準備をして対応しているということでございます。

いずれにしましても、本当に災害が発生をする可能性という中で避難をされる。避難所へ移動されるということでございますので、行政といたしましては、なかなか100%ということは難しいかもわかりませんが、少しでもよい住環境が提供できるように努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、災害弱者の方のお話がありました。先ほど申し上げましたように、高齢者の方であったり、それから、乳幼児であったり、妊産婦であったり、それから、障がいをお持ちの方、それから、特に今、吉賀町として考えていかなければならないのは、いわゆる日本語にふなれな方、外国人の方でございます。これは、今までも何回も申し上げておりますが、県内では、町村では本当に群を抜いて人口に対する外国人の方の率が非常に高い。2.1%いらっしゃるということでございますので、そうした方が万が一のときに行政が発信をする情報がしっかりキャッチをしていただいて、ほかの住民の方と同じように避難所のほうへ避難をしていただける、こうしたこ

とをやはり考えていかなければならない問題だろうと思います。

そうしたことは、ほかの議員のほうからも一般質問でもございましたが、外国人対策、総合的な支援の中でぜひこれは考えていかなければならない部分だろうというふうに認識をしております。

それから、食料のお話がありました。食料の調達につきましては、今、町内の商店さんのほうに万が一のときにはということで、調達ができるような御支援をお願いを今しておるところでございます。

具体的なその数量云々のところには至っておりません。通告の中にもコンビニエンスストアのお話もございました。幸い町内には、1店舗ではございますが、そうした店舗もあるわけでございます。これはやはり全国ネットの店舗でございますので、そうしたところとの最終的に協定ということになれば一番いいわけでございますが、ネットワークを活用させていただいた、そうした活用ができるように、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、これは、町内だけでなくして災害の場合には、近隣の自治体との協定が非常に重要になってくるかと思えます。相互応援協定を島根県が代表であったり、自治体同士で協定をしている部分があるわけでございますので、そうしたところもしっかり有事の際には活用させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

いろいろな応援協定も今までのところでさせていただいております、民間の団体と今7つ、7団体と災害の協定をさせていただいております。

少し御紹介させていただきますと、NTT西日本と特設の公衆電話の設置と利用について協定をさせていただいております。

それから、中国電力さんとは、これはまあ連絡体制とか協力体制の協力、それから、県のLPガス協会のほうとは、緊急用のLPガスの調達についての協定もさせていただいております。それから、生活協同組合しまね——生協なんですけど、こちらとは、応急生活物資供給、もろもろの恐らく食料品も含めて生活全般の供給の協定でございます。

それから、町内の企業様とは、例のドローンですね。無人航空機ドローンを活用した協力をお願いをさせていただいております。

それから、同じときでございましたが、(株)ゼンリンさんとは地図の提供等、製品等の提供をさせていただいておりますし、昨年6月の29日には郵便局さんと、町内の5つの郵便局さんと包括連携協定もさせていただきました。これもあくまで包括ですから、ものを限定ということではなくて、いろいろなことで御協力をいただくということで今お願いをさせていただいております。

それから、お話のありました、今ちょうど建設中でございます障がい者のセンターの件でござ

います。御紹介させていただいておりますように、運営をしていただくであろう、今も運営していただいておりますけど、NPOのほうで防災用のパン、乾パンですね、それをぜひやってみいたいというようなお話もいただいております。

これは、西日本ではそうしたものを扱っている業者さんがいないという、そうしたことも見据えて、ぜひやってみいたいということで、私も数カ月前に試作品を役場のほうへお持ちいただきましたので食してみましたけど、非常に食べやすいということもありますし、何といたしまして長期保存がきくものでございますので、そうしたことはぜひ団体さんのほうにも頑張ってください、今後の活用を図っていただければならないなと思っています。

それから、最後お話のありました重要物流道路です。私も先日新聞で拝見しました。大きな活字出ていました。これは、前々からちょっとお話は担当課のほうからもお伺いをしておりました。大きい活字で出たのは、この前の新聞報道が恐らく初めてだろうと思います。

重要物流道路ですから、まさに一旦有事の際も含めてだろうと思いますが、物流をしっかり担保するためにそうした道路が必要だということで、私のその頭の中にも常々言っております通称益田岩国道路と言っていますが、特にこの吉賀町から南へ向けて、ここらあたりも非常に物流ということから言うと重要な路線でございますので、この国交省さんが指定をされる重要物流道路、具体的なものはまだまだ我々のところに手元へ届いておりませんが、いずれ国、そして、県を通してこの情報は入ってくるものだろうと思います。活用できるものがあれば、しっかり要望活動もしながら、その指定を受けて、それがゆくゆくは常々言っております、その路線、岩国益田道路、これに向けての希望が持てるような、そうした要望活動もぜひ行っていきたいなと。

これですから、ただ単に防災とか、物流とかということだけでなく、経済の好循環のためにも非常に私は有効なものだと思っていますので、これからしっかり注視をさせていただいて対応を図っていききたいなと思っていますのでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 防災関連で一生懸命やっていたらということなので安心して次の質問に移ります。

次の質問は、栃木橋のかけかえについてということでございます。

栃木橋は、高津川の支川福川川にかかる一橋で柿木にございます。この栃木橋のかけかえに係る設計委託金が計上されており、30年度の予算繰り越しになっております。この栃木橋は、利用される対岸の住家はただ1戸のみですが、橋のかけかえに要する費用は相当な費用を要すると思われます。

直下流に現在架設されている相生橋側道橋、歩行者用ですが、下部工に約1億1,400万円、上部工に1億2,100万円、合わせて約2億3,500万円も歩道橋が要するわけですから、自

動車が通行する頑丈な橋となりますと相当な高額になると思われま

す。この地域には、この橋を利用しなくても柳原から入る町道があります。この町道栃木線の一部を補修すれば、当面この地域には不便は生じないと思います。それよりもまだ利用者の多い馬橋とか抜月橋の改良が優先されると考えられます。費用対便益など考慮すると、その他にも多くの改修や改良する道や橋、河川等、町内には多く見受けられると考えますが、いかがですか。

また、橋をかけかえるとなると、費用的にも相当な経費が必要と思いますが、町単独の費用でかけかえるものでしょうか。それとも国や県などからの補助金、もしくは交付金のようなものがあるのでしょうか。国等からの補助金がある場合は、何か条件があるのでしょうか。お答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の栃木橋のかけかえについてということでお答えをしたいと思います。

本町におきましては、平成25年11月29日に国が策定いたしましたインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、平成26年3月に吉賀町橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、道路橋における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を個別施設ごとに定めております。

そして、平成26年度から5年に一度の法定点検が義務づけられたことによりまして、各橋梁の健全度を4段階で判定いたしまして、健全度4となった橋梁は直ちに使用を中止するとともに、必要な対策を講じなければならないということになりました。

御質問のございました栃木橋についてでございますが、平成24年2月に地域住民の方から改修工事を求める陳情書が提出をされまして、同じ年の3月の第1回定例会におきまして全員賛成で採択された案件であるということ。また、平成27年の法定点検におきまして、構造体である鉄骨・ワイヤーの腐食劣化の進行によりまして、健全度判定4となったことで改修工事を実施することとなりました。

そして、専門家による詳細調査の結果、現状の橋梁を修繕することは不可能との結論に至り、橋のかけかえを決定し、現在はお話もございましたように、詳細設計業務を実施しておる状況でございます。

また、議員御指摘のとおり、町道栃木線は、町道柿木長崎線と接しており、当該橋梁を利用しなくても通行が可能でございます。しかしながら、町道柿木長崎線の接続付近から約100メートルの区間において落石が多く発生し、通行が危険な状況でございます。橋のかけかえ工事を行わない場合、こちらの対策が必要となり、やはり多額の改良経費が必要となることとなります。

国あるいは島根県からの健全度判定4の橋の早期対策を強く求められる中にありまして、地元要望とあわせ議会採択の状況を考慮し、当該橋の橋梁のかけかえを決定したものでございます。

次に、質問の順番ちょっと変わるわけですが、かけかえ工事に伴います費用についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、詳細設計を行っているところでございますので、同等の橋梁建造費を参考にいたしますと、約1億5,000万円の経費が必要となる見込みでございます。財源といたしましては、社会資本整備交付金を利用し、交付率64.9%、そして、その残りを70%交付税措置のあります過疎債を活用することとしておりますので、吉賀町としての負担は実質的には約1,600万円を想定しているところでございます。

なお、この社会資本整備交付金を活用する条件といたしましては、さきに申し上げました個別の施設計画の策定を義務づけられているというものでございます。

それから、お話のありました馬橋と抜月橋の修繕計画について申し上げておきたいと思います。

まず、馬橋につきましては、かけかえ等の要望をいただいているところですが、島根県が計画しております高津川河川改修計画の状況を考慮し進めることとしてしているところでございます。点検によります橋の健全度は3の判定となっております。平成32年度に修繕するよう計画しているところでございます。

それから、抜月橋についてでございます。こちらの橋は健全度2の判定でございまして、非常によい状態の橋ということでございます。併設されております歩道橋につきましては、鋼床板であるため冬期間の凍結等によりまして通行が危険であるとの御要望もありまして、対策について検討してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、設計業務実施されておるということを聞きましたが、予算繰り越しは1,600万円そのまま繰り越されたので、まだ発注されていないんじゃないかなと思ったんですが、もし発注されていなかったら、もうやめたらいいということをおもうと思ったんですが、もう既に発注したということになると、別のことで確かに費用対便益で言えば、まだまだ無駄とは言いませんけれども、ちょっと考え方を改めていただきたいというような橋も31年度に予定されております。

たしか議会も陳情を可決したと思いますが、今回、この議会で視察に行った、あれは木部谷だったですかね。台橋とかいう対岸に小さな山道みたいなものがあって、田んぼが何枚かあるんでしょうけれども、その橋をかけかえるようなことし計画がございました。これももう少し費用が安くなるような橋になるのか。費用対便益のことを考えると、もう少しほかに回したほうがいいんじゃないかなという気がしておりますが、橋の形状と計画の見直しをされて、安うしてすぐめげるような橋をつくれとは言いませんけれども、もう少し経済的な橋の計画をされてはいかがかなと思いますので、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の栃木橋の件でございますが、申し上げましたように、今、業務委託の、いわゆる完成を待っている状況でございますが、あの工事につきましては、まだ発注はいたしておりません。そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、お話のありました台橋の話でございます。これに限らずというお話ですから、全般的な考え方を申し上げたいと思っておりますが、当然、費用対効果は考えていかなければならないと思っております。ただ、議会の採択の状況であるとか、それから、それは当然住民の皆さんの生活を見据えての上の御判断でございますので、それを当然尊重させていただいて、行政のほうは執行させていただきたいということでございます。

ただ、採択をされたから、もう全てやるんだということになるわけでございますが、ただ、お話のありましたように、橋の形状、構造であったりということは当然考えていかなければなりません。将来的なその利用頻度の問題であったり、そこら辺を十分精査をさせていただいて、なるべく当然、安全・安心な橋でないといけないわけでございますが、経済的、そして、効果はより多く効果が出るような、そうした構造物をつくっていかなければならないわけでございますので、それは当然主眼として対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ただいまは、私は橋のことについて質問いたしましたが、無駄遣いとは言いませんが、効率的な経費の使用、いつまでも吉賀町は、今のままではどうもどんどん予算のあらゆるところに無駄遣いと言うちゃいけないのですが、何かそのような気がして、そうすると吉賀町がもたないような気がしておりますので、公共施設について建物とか庁舎とかいうことについてももう少し経済的な利用を考えていただきたいと思っておりますが、続きまして、3番目の質問、（株）エポックかきのきむらのアンテナショップについてお尋ねいたします。

（株）エポックかきのきむらが廿日市市にアンテナショップを出しています。このアンテナショップに関し、賃貸契約と思われませんが、これの家主と吉賀町が契約しているんだと聞いておりますが、本当に町が家主と契約しているのでしょうか。実態はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、廿日市市にあります（株）エポックかきのきむらのアンテナショップにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

お話のありました。廿日市市にありますアンテナショップ店舗につきましては、賃貸借契約については行政、吉賀町が借り主となっているところでございます。これは、アンテナショップの設置が合併前でございますが、旧柿木村の政策として進められてきたものであるためでございます。

す。

アンテナショップの設置目的は、道の駅事業の延長として、都市への積極的なアプローチをしていくことでありまして、有機農産物を核といたしました加工、流通、都市交流、観光などの関連産業を起こし、地域経済の複合経営化による定住条件の確立を図るということでございました。

この実現のために、当時の柿木村がアンテナショップの出店を決められた、このことに基づいて対応されたものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） アンテナショップの家主が吉賀町とはちょっとびっくりしましたが、吉賀町が借りて、（株）エポックが家賃を払っていたということになるわけですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆるその家主さん、大家さんと行政とが賃貸借契約をして、行政があつた建屋と駐車場を含めた敷地をお借りをしているということでございます。

ですから、当時、行政のほうがそうしたものを準備をされて、後のその運営については三セクでありますエポックかきのきむらが運営をしていらっしゃると。

平成14年の6月の下旬に家主さんと旧柿木村で賃貸借契約を締結されたようでございますが、ひもといってみますと、平成14年の9月から賃貸借契約をしていらっしゃって、9月から約7カ月間はテストショップ、いわゆる実証実験というんでしょうか、今で言う。幾らかのそのテスト期間を経て平成15年4月からエポックかきのきむら様が管理の運営を受けられたというようなことで現在に至っているようでございます。

当初のテストショップの段階は、行政のほうが家賃等お支払いをしておるようでございまして、それ以後、エポックのほうでお支払いをし、そしてまた、平成16年の4月からは、約5年間、今度はまた行政のほうがお支払いをする。その後、現状の今の形、いわゆるエポックかきのきむらのほうで運営をしながら家賃を払ってきたというのは、平成21年の4月から現状のような形になっているようでございます。

初めて中山間地の一つの自治体が政策として甘日市に店舗を求めて情報発信をし、そして、農産物を売っていくという政策を立てられたということでございますから、それをまず行政のほうで建屋であったり、敷地を準備をされて、その運営については第三セクターのエポックのほうで、エポックかきのきむらのほうで運営をしていくというような形になったということで、恐らく私、直接聞いたことはそれは当然ございませんが、経営がうまくいったりいかなかったりという、恐らくときもあつたんでしょう。当初のテストショップは行政がお支払いをし、その後、エポックのほうでまたお支払いをしたけど、また、当時の柿木村がお支払いをする。平成21年4月からは、エポックかきのきむらが今家賃等をお支払いをしているということでございますから、紆

余曲折あって現在に至っているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 確かに紆余曲折があったんでしょうが、借地契約が平成21年4月からということをおっしゃいましたが、借地契約としては通常大体3年間ごとの更新が普通なんです。この借地契約が何年間になっておるかはわかりませんが、せめて、最近の更新前に、もうエポックが家主と契約するのが通常じゃないのでしょうか。なぜ町がそこに入っていかなくてはいけなかったのかというのが、私にはわかりません。いつまでも合併時のことを、そのまま持ち続けるつもりなのでしょうか。合併から、もう15年も経過しようとしているんですが、いまだに合併当時の状態を引き継いでいくのでしょうか。

今、問題になっております地区集会所と自治会館の問題でもそうです。この問題では、一部地域の住民が、不当とは言いませんけれども、維持管理費等の経費を住民が出し合っている施設で、町がそういうものを出しているということで、ある程度、不平等な扱いも見えております。これなんかでも、合併のときに、合併後すぐとは言いませんが、一、二年、猶予を置いた期間の中で、旧六日市と旧柿木の問題をすり合わせて、公平な行政が行き届くようにすべきだったのではないかなと思っております。

役場庁舎の問題でも同じことです。町長は施政方針の中で、町は一つにと施政方針で述べられましたが、今のままでは役場そのものが、ある程度、不均衡な扱いをしておきながら、町は一つにとと言っても、それは無理なことではないでしょうか。今のままで、町は一つにの合言葉になるとは私は思えません。町長は合併時に合併に伴う部署を担当されたと聞いております。だから、そのあたりでどこをすり合わせていかなくちやいけないのか、どこを直さなくちやいけないのかということは、町長が一番わかっているはずなんです。

申しわけないんですが、私も8年前に、この吉賀町にUターンしてきた人間ですから、そのあたりが、どこが不均衡な扱いになっているのかというのは、よくわかりませんが、町長なら、そのことはおわかりだと思います。施政方針で、町は一つにを掲げられたのだから、すぐにといても、いろいろあるんでしょから、ここ一、二年の間に、そのあたりを全て解決すべく努力をして、不均衡な扱いを受ける町民がないよう、町長の英断を求めます。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、エポックのアンテナショップのことでございます。平成14年から、まさに旧柿木村の大きな施策の一つとして策を打たれたということでもあります。これは重々御承知のことだろうと思いますが、そうした中で、平成17年の10月1日に合併を迎えて吉賀町になりました。

これに限らず、合併の協議は、行政の制度をどうしていくか、それから、住民の皆さんの生活

をどうしていくかということで、本当にいろいろな面での事務のすり合わせをさせていただいたということでございます。合併の調印、それから合併直後の即時制定を含めた例規もそうでございますが、この内容でよしということで、両議会で議決をしていただいて、平成17年10月1日の合併の日を迎えたということでございます。

ただ、時間のない中で、合併調整したということで、幾らか無理もあるというところは、両町村の住民の皆さん、あるいは合併協議に携わっていただいた委員の皆さん、両町村の議会の皆さん、まさに100%御納得いただける部分ではなかったのかもわかりませんが、御理解をいただいて合併の日を迎えたのだらうというふうに私は理解をしております。ですから、それからもう既にかかなりの時間がたっておりますが、劇的な変化というのは難しいわけでございます。当然、住民の方と、あるいは自治会のほうと協議を重ねていかなければならない案件がほとんどでございますので、しっかりコンセンサスを取りながら、時間がかかるのであれば、そこはしっかり時間をとって、十分な協議をさせていただきたいなと思っております。

ほかの議案で上程させていただいております地区集会所や自治会館の指定管理の問題につきましても、まさにそうでございます。やはり相手方がいらっしゃる案件でございますので、そうしたことを精査をさせていただく。先般の全員協議会でもお話をさせていただいたように、その時間的な猶予を2年間いただきたいということで御説明をさせていただきました。この2年間、年度が変わって4月以降でございますが、31、32年度で、そちらのほうの事務のすり合わせをさせていただいて、地域の地区負担の部分と行政負担の部分、適正なあり方をしっかり追及をさせていただきたいという思いでございます。

それから、公平な取り扱いをということでございますが、当然、そのことを否定するものではございません。仮に、そうした不平等、不公平な部分があれば、当然、是正をしていかなければならないわけでございますから、そうしたことも勘案をしながら、施政方針、所信表明でも申し上げておりますが、町を一つにということ、しっかり念頭に置いて、行政執行に当たっていきいたいという、こういった思いでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 合併のときに、今、町長が100%満足は得られなかったかもしれないけれどもと言われましたが、それから、もう15年も過ぎておりますので、先ほども言いましたように、本当はもう、この15年の間に、そういうことが解決されていなくてはならないと思いますが、最近わかったことですので、即断とは言いませんが、早急に公平な扱いになることを要求して私の質問は終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で7番目の通告者、6番、大多和議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前9時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、2点通告してあります。森林整備と公共交通についてであります。

さきの全協と町長施政方針で述べられておられますが、森林整備について、森林環境譲与税が創設させるということで新たな管理システムが必要となると。その中で、森林所有者がみずから経営管理できる森林とできない森林、そのできない森林を市町村に管理を委託し、町村は林業経営者に再委託するか、町村みずから管理するというを施政方針で述べられておられます。当然、いち早く自分の所有する森林を市町村に管理してもらいたいという所有者の声が出てくる可能性が、多分にあるのではないかと思います。そのためには、早急に長期的な計画等を策定して、調整を図っておく必要があるのではと思います。

その計画ですが、方針として、まず、どのように森林整備を位置づけていくかという大きな計画をもって進めるべきだと。そして、これを明確にし、わかりやすく伝えていくと。この林業、森林を、まず、事業化といいますか、持続可能な生業として生活していけるような産業に育てていくべきだと思います。

吉賀町は、製造業を中心とした3次産業の町です。その一方で、1次産業の農林業も、やはり基幹産業として多様な仕事が発生し、2次産業も栄えてくるような、そういう構造にしていくべきだと思っております。

この林業の山は、資源だと思います。原材料が豊富にあります。吉賀町は92%が森林で、そのうちの民有林が何%かというのははっきりちょっと今データ持っていないんですが、92%の森林という資源、これの有効利用というのは本当に大事だと思っております。

いろんな最先端のものづくり、この前報道されたんですが、日本の林業メーカーで、ものづくりの最前線というところで、70階建ての木造ビルを、東京丸の内に地上70階350メートルのビルを建てるといふ、大きなプロジェクトを発表されております。ビルの骨格部分の9割に木材を使い、オフィスやホテルの入居も考えていると。総工費は、SRC、鉄筋コンクリートの倍ぐらひはかかると言われていますが、コストダウンで今から調整していくと。国産材の需要拡大につなげたいと。

もう一つは、この前も議会でもお話に出とったと思うんですが、セルロースナノファイバー。

これは、製紙会社の江津工場とかという話も聞きましたが、化粧品の保湿成分やしっとり触感を出し、添加剤としてどら焼きなどにも使われており、消臭効果があり、紙おむつにも使われていると。また、自動車の部品にも使われていると。重さは鉄の5分の1で、5倍以上の強度を持ち、さきほど紹介しましたいろんな用途に使っていると。こういう新しい技術も挑戦されておられます。やはり可能性というものがかなりあると思っておるんですが、そういう資源です。それから、林業というのを地域経済循環の核に据えて、持続可能な産業と位置づけるべきだと思っております。

そして、次に、環境への効用、効果、作用として、負の作用といいますか、花粉症等は負の作用になると思うんですが、杉やヒノキなどを徹底して間伐や枝打ちを行い、花粉の発生を削減すると。また、花粉の少ない樹種に植えかえるとか、花粉の発生の少ない環境に優しい町をアピールするとか。

また、温室効果ガス対策、これは、つい最近、CO₂を回収して農家に供給するという、温室効果ガスの一種の二酸化炭素を大気中から回収し、農家の温室などに供給するというような商用化にも成功したというような報道もされております。

お隣、鳥取県では、J-クレジットの取引に参入されておられます。これは、地球温暖化対策として、持続可能な開発目標、SDGs、これを設定され、これに取り組んでいくと。温暖化対策で、これも適切な森林管理などを通じて対策が立てられると。そして、J-クレジットと、新たな制度だそうですが、削減した量や吸収量、増加した量をクレジットとして認証し、カーボン・オフセット等を通じて資金を管理をすると。

日南町は、町有林をCO₂の企業排出量相殺制度というのを利用して、2013年度から取り組み、町有林300ヘクタールを対象にJ-クレジットに参入し、販売額は昨年が530万円で、13年度からの累計で1,110万円と報道されております。

このように、J-クレジットで二酸化炭素の取引をしたり、また町長、この前、今年度の施政方針で表明されましたが、源流の郷協議会への加入と。これも、ツーリズムとして、ものすごく自然を生かしたいいいことだと思っております。

そういうところを一連の事業化として、木材の利用だけでなく、今の里山として、特産の栗やワサビをつくること、またそれを環境のほうへ目を向けて、効用として、花粉症対策にしても、温室効果ガスにしても、ツーリズムにしても、いろんな事業化にしても回っていくとか、持続可能な制度ができ上がるのではないかと思っております。何とかそういう大きいプロジェクトを立ち上げて、専属のチームをつくり、ここで取り組んでいく必要があるのではないかと思っておりますが、お考えのほう、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の森林整備についてということで、お答えをしたいと思います。

森林の管理に関しましては、本当に多難な課題があるわけですが、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林の有効活用による産業振興につながる取り組みを含め、中長期的な視点による計画的な森林整備を推進してまいりたいと思っております。

事業費の捻出が大変なわけですが、これは、新しく制度化されて、31年度から運用が始まります森林環境譲与税を活用することはもちろんでございますけど、それだけでは需用費が不足するという場合には、町の単独費も上乘せをさせていただいて事業を展開していくということも、当然、対処していかなければならない問題ではないかというふうに思っております。

それから、木材そのものや特用林産物の支援、森林資源の活用、特にお話の中ではセルロースナノファイバーのお話もございましたけど、将来的にはそうしたことも見据えて、森林の活用、森林環境譲与税の利活用という中で検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、セルロースナノファイバー、これは大変な事業費になろうかと思っております。県内でも先行して実施をしておられる事業体もあるようでございますので、そういったところはしっかり勉強もさせていただきたいと思っております。

それから、環境問題ということで、花粉症対策のお話もございました。国、県、市町村、それから森林関係者等が一体となって杉花粉症発生源対策に取り組むことが重要でございます、ヒノキについても同様だと思っております。間伐や枝打ちなどの手入れがなされていない山林が多く存在しているわけでございます。これは、例えばふるさと納税、そうしたことの活用も十分可能な分野であろうと思っておりますので、こうしたことも方策の必要として検討していく価値はあろうかと思っております。

それから、具体のお話もございました。カーボン・オフセットに、これを活用したJ-クレジットの御提案もございました。町内におきましては、既に「ゆ・ら・ら」のほうで、チップボイラーによりまして削減したCO₂排出量をJ-クレジットに認証させていただいて、認証されたJ-クレジットを売却しているというような実例がございます。

また、森林経営の取り組みによるJ-クレジット認証につきましては、今後、費用対効果等を検討し、森林整備の財源確保に有効だと判断できれば、実施に向けての取り組みを行ってまいりたいと思っております。

それから、源流の郷協議会のお話もございました。あえて施政方針の中でも触れさせていただきました。

実は、この源流の郷協議会には前町長の肝いりで加入をしておられますが、事情がある中で脱会、会を抜けられたという経緯がございますが、今回あえて、私はやはりこの会のほうへ加入を

ぜひさせていただきたいという思いで、一般会計予算の中でも、わずかではございますが、会費のお願いも、今、させていただいているところでございます。

この全国源流の郷協議会は、平成17年に、源流域に位置する自治体が、源流域の森林保全の推進や地域が存続するための特別支援などを求めるために設立をされた組織でございます。平成26年には、源流域の価値や現状をまとめた「源流白書」を作成をされまして、流域の中で源流域が重要な役割を果たしていることの啓発を行っている組織でございます。

吉賀町もこの協議会へ参画をさせていただきまして、源流域の持つ豊かな自然環境の保全に努め、源流域で安定した生活が維持できるための働きかけを皆さんと一緒に行ってまいりたい、こうした思いで、あえて源流の郷協議会のほうへ振り返りをさせていただきたいという思いでございます。

それから、森林整備について、専属のチームというお話でございました。まずは、当初予算の中では、非常勤嘱託職員1名の雇用をお願いをしているところでございます。森林環境譲与税の活用ということで、今回こうしたことを手がけていくということにさせていただきました。まだまだ緒につこうとしている段階でございますので、勢いこの専属チームということはちょっと無理かなと思っておるところでございまして、まずはモデル地区の選定をさせていただきながら、人材の育成も含めて、当初予算の中で、まず1名の雇用ということで対応させていただいたという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） まず、組織を整える。職員の中から、研修に行ってもらおうとかして、まず、そういう部をちゃんと立ち上げていくと。それを大きな計画に基づいて進めていくというのが一番大事ではないかと思うんですが、やはりスタッフがそろうということが。

林業をどういうふうに捉えていくかというところで、どうしても一大プロジェクトとして、先ほど申しましたように、製造業の町でも、林業ももう一つの基幹産業になっていくんだと、するんだという、やはり大きい計画を立てるべきだと思うんです。木材の素材としての販売もあるかもしれませんが、それを加工していく。加工とか、いろんなところにまた仕事も生まれますし、また、先ほど申しましたように花粉対策等で優しい町がイメージできたら、やはりこれは事業としていいんじゃないかと。温室効果ガスにしてもそうです。J-クレジットも、いろんな角度から研究してみる。全体を生かして、ツーリズムで、それが今の源流の郷とかああいうところで発信できて、吉賀町は製造業の町でも環境に優しい取り組みをしているんだと、これをまさしく持続可能な産業として育てるのだという、やはり強い意志が必要だと思うんです。

財源も、当然、譲与税はこれにしか使えないものだと思うんですが、ふるさと納税で、こういう町を目指しているんだというようなのを発信していくとか、また島根県にももう一つ、水と緑

の森づくり税というのもあると思うんです。いろんな助けをかりながら、環境に優しい町のイメージをつくっていく。

ビオトープも言われておられます。生活環境、野生の動物・植物が生息空間、安定して生活できる、やはり自然を大事にしているんだという証だと思うんです。そういう取り組みをしている町だということを計画の中に取り入れて、製造業の町と林業の町という、大きな計画を立てて実行していくべきだと。そのためには、どうしても、まず組織の職員、専属の方で研修に行ってもらって、引っ張って行ってもらいたいと。それが一番近道というか、吉賀町独自の取り組みができるんじゃないかと思っております。

それから、次に、木の駅プロジェクトと森林活用環境施設、森林総合利用施設、これらについての利用者数と改善するところとか今後について、どういう森林管理システムができて、ここの取り組みといいますか、整合性といいますか、どういうふうに位置づけてこれを続けていかれるか、その辺のお考えもお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどお話があった中、少し触れさせていただきたいと思います。スタッフのお話がありました。31年度は、嘱託職員でございますが、1名雇用させていただきたいということで、これは当然、産業課の配属になりますけど。産業課のほうは、また地域商社のことがあったり、いろいろたくさんの課題がございますが、どうにか人的なところを確保させていただいて、特に今回の森林環境譲与税を活用した中での嘱託職員の雇用、これは将来にわたっての大きな礎になるわけでございますので、本人も含めてなんですけど、人材育成をしっかりとさせていただきたいと思います。

それから、先般、9番議員の一般質問のときにもお答えをさせていただきましたけど、施政方針の中で経済の好循環ということと言うとということで、5つお話をさせていただいたと思いますが、その中でも触れさせていただいたように、林業振興対策というのは本当に今から重要になってまいりますので、今回の環境譲与税をしっかりと活用させていただいて、将来に向けて頑張っていきたいということと、もう一つは、ちょっと大きな話をすれば、国連も今、持続可能な開発目標ということで、もう民間のほうはSDGs、17の開発目標全てやっているような時代でございますので、行政もしっかりそうしたことを見て、対応していかなければならないのだろうというふうに思っています。

それから、今、お話にございました木の駅プロジェクトであるとか、それから森林環境施設や森林総合利用施設、ここへどうつなげていくかというお話なんですけど、また利用状況はお話があればお答えもさせていただきますけど、森林環境譲与税というのは、山そのもの、民有林を初め、どういうふうに維持をしていくか。それから、その山の材を使うために、木を出すのをどうする

か。路網の話もあるでしょう。山そのものもそうなんですけど、それを活用して、いかにしてやっぱり経済をうまく回していくかということもあります。

それから、今、お話のありました、山に木材に特化したような観光施設であったり、商業施設であったり、そこをどういうふうに活用していくかということもあるわけですので、今、お話のあったような木の駅プロジェクト事業は、まさに山から木を出して、それをどういうふう循環をさせていくかということなんですけど、ほかの施設のところについてもうまいことリンクをさせて、全体的に林業振興対策、前に向けて展開していけるように当然考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 当然、先ほどから言っているように、木材としての利用と加工に対しての事業と、そういう森林全体を使って、温室効果ガス対策での取り組みや花粉対策での取り組み、それを総合的にツーリズムで取り入れて町を宣伝していくという、2つの大きな中に事業があって、それを持続可能できるようなシステムづくりを、まず大きいところを決め、それから今の森林管理のところへ入っていかなければいけないんではと思います。そうしたときに、最初に申しましたように、うちの土地を預かってくださいとかいうことがあるかもしれませんが、そういう対策もとりあえず急ぐ必要もあると思っております。いろんなやはり環境に優しい町というのを皆さん売り出していくと思うんですが、今のような森林環境税をきっかけにこういうことが行われるということは本当にいいことなので、どんどん進めていくべきだと思っております。

次に、もう一つの公共交通網についてお伺いいたします。

これも町長が施政方針でも述べられておられますし、予算にも計上されていますが、地域住民の移動手段の確保や町のにぎわいの創出、拠点間の人の交流、吉賀町地域公共交通網形成計画とあります。今年度の予算の中、30年度と31年度でかなりの額が増額になっているんですが、そののと、もう一つ、計画の中に、公共交通再編事業計画調査委託料、これも520万円ぐらい計上されておられます。ある程度、もう方向性が見えておる段階で、まだ調査委託されるかというところが気になりまして、一緒にお答え願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、公共交通網につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、当初予算に計上しております公共交通網形成計画の進捗状況等について申し上げておきたいと思っております。

町民の移動手段となります公共交通の相互連携と利便性の向上を図り、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを再構築するために、平成30年度、今年度から着手いた

しました地域公共交通網形成計画につきましては、現在、公共交通に関する現状を整理、それから利用実態調査、ニーズ調査、それから課題の整理について取りまとめを行い、3月15日に開催されました、先週でございますが、吉賀町地域公共交通活性化協議会において協議、修正、確認がされたところでございます。

これをもとに、平成31年度におきましては、住民参加のワークショップによる意見の反映などを行いながら、課題の解決に向けた基本方針及び目標を設定し、計画全体の策定を行うこととしておりまして、予算計上を行っているところでございます。スケジュール的には、年内にはほぼ取りまとめを行えるように調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

30年度、今年度の進捗状況、昨年8月の全員協議会でもお知らせをさせていただいておりましたが、現在、株式会社バイタルリードという業者さんのほうへ、これはかなりノウハウを持った実績のある会社でございますけど、今月末までのところで業務委託をさせていただいて、課題の整理等につきまして、ほぼこの業務委託の内容については取りまとめができる状況ではないかというふうに思っております。

先ほどの最後お話のございました調査の実施のことにつきましては、この後、担当課長のほうからお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 業務委託の現在の状況について説明させていただきます。

地域公共交通活性化協議会につきましては、昨年の6月の議会で議決をいただきまして、現在のところ、2回の協議会を開催しております。

第1回目につきましては、10月31日に開催しまして、協議事項としては、地域公共交通網形成計画についてから住民アンケート調査結果までを協議をしております。

その後、アンケート結果などを再集計しまして、先週ですが、3月15日に第2回地域公共交通活性化協議会を開催しております。その中では、住民アンケートの再集計と、各種調査結果を踏まえた問題点と課題について取りまとめを行っております。

この間ですが、住民アンケート調査の実施後でございますが、委託業者と共同で、六日市病院や各種施設の聞き取りや、民生委員を初めとした関係機関への聞き取り、いろんなデータを取りまとめまして、各種調査を踏まえた問題点と課題というのを、今、取りまとめているところでございます。

内容につきまして若干触れさせていただきますと、公共交通や公共交通を取り巻く環境に関する現状と問題点ということで、13項目について検討いたしまして、取り組むべき課題として、現在、6項目に絞っているところでございます。

この内容につきましては、先般の別の議員の方の質問にもお答えしましたように、詳細につき

ましては、改めてこの議会に報告させていただきたいと考えているところでございます。

それで、平成31年度につきましては、今後、今現在予定している内容につきましては、まず、課題の取りまとめについて、いわゆるワークショップというのを開きたいと考えております。それにつきましては、各公民館単位で、できれば、現在ちょっとまだ考えている途中でございますが、実際に利用される方が集うような何か、例えばふれあいサロンとか、そういうふうなのを利用しながら、課題に対する生の声をいただいて、改めて検討していきたいと考えております。

その後、今度は、我々事務局と委託業者のほうで、課題に向けた具体的な方向性を取りまとめまして、その後、パブリックコメントをいただきながら、この議会の皆様にも報告しながら、できれば年内の取りまとめを今計画しているところでございます。

以上、計画の進捗状況について、補足させていただきました。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も昨年来、免許返納支援とか交通問題、停留所の問題、いろんなお尋ねしていますが、取り決め、いろんな提案で、同じ予算使ってすぐできること、あると思うんです。それをやはり、まだ調査費が要るんだというような、こういうことが発生するという事は、行政、ついていけないというか、後を追っていると思うんです。後手後手で行っているから。先手先手で行ったら、こういうことも、返納者の本当の声、こうしてほしいという交通問題のいろんな声が耳に入ってくると思うんです。それを、後手後手だから、どうしても後追いで行くから、いつまでたっても事業費が要るんじゃないかと、調査費が要るんじゃないかと思うんですが、このことについて、町長、どういうふうに思っておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 調査をしなければ、分析をしなければ、当然、制度設計といいますか、交通網の形成計画ができないということはあると思いますし、逆にすぐにでも対処できる部分もあるのだと思います。これは今まで申し上げているとおりでございます。なかなかそれがまだ上がっていないということだろうと思いますけど。

お話のありました、今、高齢者の方の免許の返納制度にしても、実際、交通事故とか回避をする安全の面から、ぜひ御家族の皆さんは免許返納させたいんだけど、いざ免許がなくなったときに、病院であったり、買い物であったり、御近所お出かけをするときに、その不便さをどう解消するのかということでお困りの部分がある。そういった声は、非常に届いているところでございます。そうしたところを、今回の聞き取りの調査であったり、ワークショップであったり、パブリックコメントで今から進めていこうということでございます。

免許の返納制度でいうと、例えば窓口は総務課でございますので、そこで幾らか、手続の際にお話をやっぱり直接聞いてみるとかということは日常の仕事の中でできるわけでございますので、

そうすれば、免許制度の返納の内容自体も幾らかやっぱり軌道修正することができるかと思えますから、そうしたところは、また日々の業務の中で、検討できるところについては対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 民間といいますか、報道でもされていますが、町内のタクシー事業者も、買い物、精米、タクシーが代行とか、貨客混載とかいって新聞に出ております。こういうことをどんどん民間もされています。

邑南町の羽須美村では、デマンド交通でNPOが高齢者の生活支援で応援しているとか、これも日南町ですか、惣菜配達と循環バス運行とか、本当に困っている地域、困っているから、どんどんそういうふうに民間の方も動いてもらっていると思うんです。

何とか、そういう公共交通の今の問題点立ち上げて、今から問題点をやって、3年かけてやっていくと言われましたが、本当、日々困っている人がふえてきているわけですから、その辺をどうしてもスピード感持ってやっていくべきだと思うんです。

コンパクトシティをつくらないといけないとか、ネットワークを結んで。江津市さんなんかコンパクトシティを提唱されておられますが、そういうふうに端から——中心部だけになってくるんではと思うんです。

地方の公共交通の課題は、いかに高齢者が利用しやすくなるかだというふうな報道もあります。町村がどんなまちづくりをしたいか。その前提をもとに、公共交通をどうするか、本気で考えるときが来ていると。

新しい仕組みを構築する際、介護の人材を活用するとか、いろいろな抜本的対策、これを変えるには、町長の強いリーダーシップ、これが問われていると。地域を守っていくために声を上げ、住民を説得する、これが政治家の役割だと新聞等でも報道されております。公共交通問題をしっかり対応して、お年寄りにも優しい町であるというのを発信して、町長の政治力を発揮してほしい、表明してほしいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貨客混載の話も、私がここで何回も何回も言っているうちに、民間の業者さんが中国管内で初めてやられました。私は、非常に素晴らしいことだと思います。本当に民間の力も非常に先行してやっていただけるわけですから、乗客だけでなくして、お米とか、10キロ100円だったですか。そうしたことをやっていただくということで、本当に私は素晴らしいことだろうと思います。

民間ベースで貨客混載、ああした形でできますけど、行政がやる公共交通の中でというのは、可能性はゼロではないと思いますので、やっぱり可能性は追求していく必要があるかと思いま

す。

それから、民間の有償タクシーのお話もございました。これも、NPOがやられたり、自治組織がやられたり、県内でも随分もう先行して行っているところがあるわけですから、行政でなかなかできない部分は、民間の力でそうしたことを先行してやっていただくのは本当に大いに期待をしているところでございます。

私が目指すのは、やはり使い勝手がよくて効率がいい公共交通をぜひやりたいということで、ちょっと少し時間とお金を今かけていますけど。これは、やはりそれが必要だからということで、所信表明でも申し上げたとおり、公共交通のあり方を考え直していかなければならないということで、本気度のお話もございましたが、まさに本気でそれに取り組みたいということで、議会のほうでも予算の御理解をいただいて、今、事業を進めているところでございます。

これまで、公民館とか、本当そういったことも全部同じなんですけど、何十年も今まで続けてきたことを、今から制度を変えていこうということですから、劇的に短時間で変えるものは非常にいいわけなんですけど、なかなかそうはならない。関係機関といろいろ調整をするところもあるわけでございますので、少し時間をいただかなければならないわけでございますが、当然、私の指示で、今、職員のほうは一生懸命取り組んでいるところでございますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 強いリーダーシップで、とにかく先ほどの林業の事業化と、それから公共交通、本当、高齢者の方が大変な思いをされておられます。何とか早い解決を、リーダーシップをもってお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、休憩いたします。10分間。

午前10時46分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、5番の中田元でございます。

通告どおり、1問ほど空き家対策についてということで質問させていただきます。

それでは、空き家対策についてお聞きいたします。空き家の問題については、全国的に大きな

問題であり、各地で、その対策が行われておりますが、そのような先行事例も参考にして、我が吉賀町でも対策を進めなければならないと思います。空き家等が、今後さらに増加していくと、地域の活力や魅力が損なわれると思います。適正な管理が行われていない空き家は、安全性、防災上、衛生上、景観上、周辺住民に与える影響は大きいものがあると思われます。国においては、空き家等に関する総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針ということで、空家等対策の推進に関する特別措置法、平成26年法律第127号が施行されております。これに伴い、他市町村は空き家等の実態把握調査を実施し、特定空き家等に対する措置の実施に向けて、判断基準の作成や空き家対策計画の策定に向けて検討が進められていると新聞報道でもされております。

当町の対策として、空き家情報バンクに登録された家屋の改修に要する経費を助成する制度、吉賀町空き家活用集落担い手確保事業補助金制度があります。これは、空き家情報バンクに登録された家屋の改修に要する経費を助成するものです。工事費は30万円以上で、1として補助率2分の1、限度額50万円とあります。2つ目として、補助率3分の2、これは限度額が100万円となっております。3として、補助率4分の3、これは限度額が150万円など、補助対象者の区分により限度額が変わる制度でございます。

もう一つ、空き家家財等処分推進事業として、空き家情報バンクに登録する空き家の家財等の処分に要する経費を助成するものですが、10万円限度という制度もあり、町としても空き家対策に力を入れておられます。

しかしながら、空き家は増加する傾向にあると思われます。私は、なぜこの質問をするかといいますと、町民の方が夜中に大きな音がして、近所の空き家が崩れ落ちた。以前から危ないと思っていたが、現実には起こり、夜中だったからよかった。昼間であつたらけが人が出たかもしれないというお話をお聞きしました。これは、黙っていられないと思い、空き家危険家屋を調査してみることになりました。しかし、調査に入ってみると、どの家屋が空き家か区別がつかず、大変苦労しましたが、各地区の皆さんが協力していただいたおかげで、何とか自分なりの定義で戸数を出しました。

町内で空き家が約200戸あり、そのうち49戸の危険建屋がありました。自分の空き家定義は、住居人がいない、年に二、三回、里帰りをして掃除をしているという家屋などは含まれております。危険建屋は、瓦が落下寸前、壁が崩壊している、雨漏りがしている、屋根や外壁の金属板が風により飛ばされて、人に危害が加わりそうな家屋を対象としております。空き家は、きちんと管理していなければ、火災の発生や不審者の侵入など、事故や犯罪の温床となる場合もあると思われます。また、空き家をすみかにしているネコやけもの、ある地区では、クマが寝ていたなどのお話をお聞きしました。先ほど申しました台風や地震、降雪などによる倒壊など、近隣の住宅や住民、通行人などに被害が及ぶ可能性もあり、その管理が重要と考えます。

自分が調査してみると、危険空き家でもぼつんと一軒家や、密集地にあるもの、それに関連し、庭木など立木も近隣に迷惑をかけているというお話も見聞きしました。このように、管理されていない危険建屋等については、早急に対策を立てなければならないと思います。今まで話しましたことに対して、町として空き家等をどのぐらい把握されておるかということもお聞きしたいと思います。

そして、ここで、空き家対策についての説明でございますが、国のつくっておる空家等対策の推進に関する特別措置法、平成26年法律第127号とはどういうものかということの説明しておきたいと思います。この措置法の背景として、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要。参考といたしまして、ちょっと古い統計でございますが、空き家は全国で約820万戸あるそうです。そして、全国で401の自治体が空き家条例を制定されておられるということです。これも平成26年10月現在でございます。

続いて、措置法の定義として、空き家とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木等も含むということでございます。国、地方公共団体が所有、管理するものは除くとあります。特定空き家とは、自分で先ほどから言っております、これは危険空き家というふうに解釈しておりますが、倒壊など、著しく保安上危険となる恐れのある状態。2として、著しく衛生上、有害となるおそれのある状態。3として、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4として、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等を言います。

町長には資料としてお渡ししましたが、私も先般、町内をくまなく歩いてみましたが、この写真のように大変危険な家屋があります。これ、課長さんに見せてもよろしいのですが、やはり個人情報もあるかと思しますので、余り出してはおりませんが、随分、道のへり、あるいは近隣の家に庭木あるいは立木等が邪魔をするということで困っておるというお話をお聞きしました。

続いて、措置法の施策の概要ということでございますが、国による基本指針の策定、市町村による計画の策定など、1として、国土交通大臣及び総務大臣は空き家等に関する施策の基本指針を策定。これは措置法の第5条のほうに載っております。2として、市町村は国の基本指針に即した空き家対策計画を策定、協議会を設置。これは措置法の7条に載っております。3として、都道府県は市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等、必要な援助を行うとあります。続いて、空き家対策等についての情報収集として、市町村長は法律で規定する限度において、空き家等への調査、これが9条のほうに載っております。市町村長は空き家等の所有者等を

把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能ということで、第10条のほうに載っております。市町村は空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力というようなことも11条に掲げてあります。この中で、第14条に、これが重要なことではなかろうかと思いますが、特定空き家、私の言う危険建屋でございますが、に対しては、除却、修繕、立木あるいは竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能とあります。さらに、要件が明確にされた行政代執行の方法により強制執行が可能というふうになっております。このようになり市町村長に危険建屋についての権限が当たられるような措置法となっております。第15条には、これも重要なことですが、財政上の措置及び税制上の措置等についてということで、市町村が行う空き家対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行うというふうに、そちらに明確化されております。このほか、今後、必要な税制上の措置等を行うとあり、国、県も本腰を入れた空き家対策に力を入れているのではなかろうかと思えます。

今度は私の意見ですが、私が調査をして歩いていると、近隣の方が、特定空き家、危険家屋でございますが、本当に危険であるし、景観が悪いから本気で取り組んでほしいとお願いされる方が大勢おられました。町としても、いつまでも放置しておくわけにはいかないと考えますが、いかがでしょうか。

1月24日の山陰中央新報に「益田市の空き家1,384軒、倒壊の危険性33軒で市が除去費用を一部助成」とあります。これが、このような1,384軒と危険性33軒というようなのが新聞に載っておりました。ほかに県内では松江市、浜田市、安来市等が計画を策定しているそうでございます。当町の作成計画をつくるための協議会を立ち上げるべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

最後に、税制により、更地にすると建物が建っているより税金の負担が重くなるということで、撤去が進まないという話も聞きますが、そのようなことがあるのですか。あれば、対策を考えていただきたいと思えます。

また、特定空き家、危険な状態の空き家については、町が撤去して、その費用を持ち主に負担させるといったことも必要かと思えます。この撤去をするのに関しましても、のけない者が最後に得をしたというようなことにはなってははいけないと思えますけれども、ある程度、町のほうが先ほど申しましたような、かなりの権限がございますので、ぜひとも、このようなものを入れることを念頭に置いて、協議会あるいは作成計画というものをつくるということを御検討いただきたいということで、私の質問を終わります。よろしく返答のほうをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の空き家対策についてということでお答えをさせて

いただきたいと思いをします。

まず、町の空き家の状況についてでございますが、平成28年に町内全域の空き家調査を行っております。調査の手法については、各地域に住んでおられ、地域の実情を熟知しておられる自治会長や民生児童委員を初め、役場の職員から各地域にあります空き家と思われる物件について聞き取り調査を行い、あわせて水道の使用状況とも照らし合わせながら、抽出された空き家を職員が一軒ずつ目視して確認する手法によって、空き家の把握を行ったところでございます。

その結果でございますが、吉賀町全体で、その当時でございますが、2,693戸ある家屋のうち348戸が空き家であると認められました。また、この348戸の空き家のうち、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家、いわゆる特定空き家でございますが、これに該当するような空き家もかなり存在していたということを確認しているところでございます。

議員がおっしゃられますように、町といたしましても、このような空き家を放置しておけば、防災、防犯あるいは衛生上、好ましくない状況であるというふうに考えておりますので、法律に沿って対処していかなければならないというふうに考えているところでございます。具体的には、先ほども御紹介がございましたが、あらゆる分野、例えば法務であったり、それから不動産であったり、建築、さらには福祉分野、こうした各分野における専門職の方を構成員といたしました空き家対策協議会なるものの設立に向けて、早急に着手をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。その上で、この協議会において空き家対策計画を策定をいたしまして、特定空き家であるかどうかの判断を行って、空き家の除却処分等の行政指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、最後のところで御紹介がございました税制について少し触れさせていただきたいと思いをします。議員のほうから御紹介がございましたように、住宅用地は更地に比べると固定資産税が減額されています。具体的には、宅地の固定資産税について、住宅の課税標準額を200平方メートル以下の部分を6分の1、200平方メートルを超える部分を3分の1に軽減するのが住宅用地特例で、御指摘のとおり、住宅が建っていない宅地については、特例はかかりません。したがって、住宅を解体した場合は、一般的には固定資産税は上がることとなりますので、空き家の解体処分が進まない要因の一つであると考えております。

また、全国的、特に固定資産税の高い都会地においては、税金の負担が重くなるといった理由により、空き家となった住宅を解体し、更地にするようなことにちゅうちょされることから、空き家となって数年後には特定空き家となるケースが多いと伺っております。このことは空き家等対策特別措置法が成立した背景にもなっているということでございます。

しかしながら、大きな要因は、解体処分費が高額であるということで、解体費用が出せないとい

いう方が所有する空き家物件が多いと思われます。したがって、当町におきましては、固定資産税の負担が重くなるといった理由から、空き家の除却が進んでいないのではなくて、解体費用が負担になるということから除却が進んでいないということが大きな理由であるというふうを考えているところでございます。

空き家の持ち主にかわり町が除却を行う、いわゆる行政代執行についての御質問がございました。行政代執行を行うには、持ち主に対しまして、助言、指導から始まり、勧告、命令等の所定の手続を行う必要があります、最終的には行政代執行を行うといった流れになろうかと思ひます。なお、除却にかかった経費については、当然、持ち主に対して請求を行うこととなります。

先ほど申し上げましたが、今後、協議会の設立、それから関係規定の整備、空き家対策計画の策定、そして空き家調査など、想定される実施項目について、まずは役場の中の関係課で協議を重ねて、早期に検討してまいりたいということを改めて申し上げておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この協議会、また計画につきまして、今、町長の答弁のとおり、前向きに考えるということでございますので、評価したいと思ひます。

質問の中で固定資産税は当然高くなるということでございます。でも、この町内の場合は解体費用が高いから進まないということでございますが、この固定資産税も若干の要因もあるのではなからうかと思ひますので、その辺のことも税制上も少しは考えてみられたほうがいいのではないかと思われます。

それと、今、町長のお答えの中で、町が命令をして解体をする。そうすると、町のほうで解体をした場合に、持ち主のほうに請求ということはするわけですが、例えば、もう持ち主が全然おられないというような建屋もあるのではなからうかと思ひます。実際、私のほうで権限がありませんので、そういうことは探してはいませんでしたが、歩いてみると、あそこのはこうこうで、もう誰もおってないからどうしようもないですねというような話も伺いました。でも、実際に町道の脇に建っておって、瓦がずり落ちそうだとか、それから壁に張ってあるトタンとか屋根のトタンが、実際に台風が来たときには、ぽんと飛んで、田の中、あるいは国道のへりにでも飛んで出たりするというようなところが実態としてあるわけですが、町の権限で探していけばわかるかもわかりませんが、そのような物件をどのようにしていくか。特に、そのことが一番、今、危険な状態ではなからうかと思ひますが、その辺のことを、町長、どのようにお考えか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、申し上げませんでしたでしたが、私も写真をいただいています。貴重な資料を提供していただきましてありがとうございます。まずは、行政代執行に至るまでの指

導であるとか、助言であるとか、これは申し上げましたように、法律で定められた協議会をつくって、町のほうで計画をつくりませんと、そこに至りませんので、まずはそこを行っていかねばならないということで、お聞きしますと、全国的には計画自体を持っているのが約49%、約半分。それから、法定協議会、あるいは協議会を設置しておられるのが38%ぐらいですから、約4割。県内では、どうも関係したところにお聞きをしますと、計画を持っているのが8団体で、協議会をつくっているのが7団体のようでございます。先行した事例もございまして、吉賀町の協議会なり計画をつくる際には、そうしたところもしっかり参考にさせていただいて、検討していきたいなと思っています。

それから、行政代執行をするにしても、経費の負担の問題、所有者不明、それとか、所有者がもう既に亡くなっておられるとかいうことだろうと思います。当然、そこは想定しながら、そうした場合に費用負担の問題をどうしていくかというのは検討していかなければならないと思います。これは、建物でなくて、よく言われる土地も一緒でございます、山もそうなんですけど、所在不明の土地が全国、本当に広くて、今、九州の面積と匹敵するぐらいの所在不明の土地があるということで、本当に大変でございます。恐らく、町内にも随分、そうした土地があるんだろうと思いますけど、要は、相続の問題でございます、相続が、本当、今、なかなか手続をされない方もいらっしゃるということで、これは、相続自体が義務ではなくて、権利という建前ですから、なかなか強制力がないというのも大きな問題なんですけど、極力、特に税務住民課の窓口等で、そうしたところも促していくということをするれば、少しでも建物であったり、土地もそうなんですけど、所有者がわからないとかいうことは少なくなってくると思いますから、これは日々の業務の中で、そうした促進ができるのであれば、対策を講じていかなければならないというふうに思っています。ですから、建物だけじゃなくて、土地も含めて、そうしたことを対応させていただく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の固定資産税とか、不在地主建屋等になりますが、その辺も協議会を立ち上げての話になるということでございまして、ぜひとも町長の立ち上げるというお話はお聞きしましたが、早い実現に向けて、即行動を起こすというような、いろいろ環境の面もありますし、とにかく人命にかかわるような箇所が写真にも載っておりますが、町道、あるいは農道のへりでも、人が歩くところ、大変危のうございまして、ぜひとも早い実現に向けて頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で9番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで休憩いたします。午後は1時から。

午前11時28分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の一般質問を行います。

10番目の通告者、1番、松蔭議員の発言を許します。松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） それでは、2点ほど通告してありますので、早速質問いたします。

1点目は、インフラ設備の老朽化対策（主に水道、橋梁の関係）。

命あるものは必ず死にます。形あるものは必ず崩れる。これ世の常でございますが、水道施設と橋、橋の劣化がどのように進んでいるのか、いろいろ調査されておると思うんですが、大体どのぐらいあるのか。その対策、計画をどういうふうに行っていくかというの、ちゃんと計画されていると思うんですが、どのようになるのか。

それから、町民にとっては大変不安なことですね。いつぼつとだめになるか、それをどのように町民のほうへ知らせておられるか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、インフラの老朽化対策はということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、橋梁の老朽化対策についてでございます。町道にかかっております橋、町道橋でございますが、平成25年度に初めての橋梁修繕計画が策定されました。その後、平成26年度からは点検方法が見直されまして、間接目視から直接目視による点検方式となりました。5年に一度の法定点検が義務づけられ、本年度で町内の町道橋273橋、この全橋について調査が2巡したことになります。

この法定点検において、健全度判定4となった場合は、すぐに対策を講じることになります。健全度判定3となった場合は、判定4にならないように修繕工事を実施して長寿命化を図ることとしております。法定点検の結果につきましては、ホームページに掲載し公表しているところでございます。

また、林道橋41橋、それから農道橋2橋、2つでございますが、これらにつきましても、国の指導により平成32年度までの期間において個別の修繕計画を策定することとしておりまして、点検調査を進めているところでございます。

対応につきましては、今後の調査結果を受け個別修繕計画においてこれからの対応を検討してまいりたいと思います。

続きまして、水道施設の老朽化対策でございます。水道施設の概要は、現在1事業15施設、

管路延長は導水、送水、配水管を含めまして、全長で17万949メートル、約171キロメートルでございます。

管路のみで申し上げますと、平成31年3月8日現在の最新の集計に基づき、管路の老朽状況をお示ししたいと思いますが、40年以上経過いたしました管が1万7,064メートル、約17キロメートルでございます。平成29年度から向こう45年間の更新費用を考えますと、約33億円が必要になってまいります。

また、施設設備等もございますので、これらの更新費用約61億円になりますが、こうしたものを合わせますと、全体では約94億円という膨大な経費が必要になってまいります。

ちなみに、島根県内全域における更新費用は、今後40年間で総額5,561億円に上るとの報告が出ております。

人口減少に伴う水の需要の減少と水道施設の老朽化という待ったなしの大きな課題に対応するために、水道法の改正が行われました。このことからおわかりのように、吉賀町1自治体だけの課題ではなくて、全国の自治体が抱えている大きな課題でございます。その解決は、当然一朝一夕になるものではございません。

では、その老朽化対策をどのようにするのか、どのようにして将来にわたって安全で良質な水を安定かつ効率的に供給していくのかとの課題に対しましては、さきの全員協議会でも御報告させていただきましたが、平成28年度から島根県の指導によりまして、島根県水道事業の連携に関する検討会が組織され、今後における県内水道事業の連携を模索する検討が行われているところでございます。

この検討会につきましては、平成31年度も継続して開催されるものと考えておりまして、その検討結果を今後にも活用してまいりたいと考えているところでございます。

また、関係機関や各団体と連携し、国に対し支援策を求めていくとともに、当面は島根県の水道事業の連携に関する検討会の場で検討を進めてまいりたいと思います。

町といたしましては、企業会計を導入したことによりまして、詳細な経営状況が明らかになりました。今後は実現可能な更新計画、こうしたものを策定いたしまして、これをもとに経営戦略の更新を行うとともに、将来にわたって安定した経営を行うためには、公平な費用負担が必要であるとの視点から、水道料金の改定も一つの選択肢ではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、大きな課題でございます。必要に応じて水道料金審議会や議会にお諮りをさせていただきながら、今後における課題解決に向けた検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、吉賀町水道事業経営戦略につきましては、ホームページで掲載して公表しているところでございます。

それから、今申し上げました内容、とりわけ橋梁、それから水道の現状をどの程度町民の皆様
に周知しているのかというお問い合わせでございます。いずれも申し上げましたように、ホーム
ページで掲載して公表しているとはいいいながら、現実問題としてほとんどの町民の皆様には、そ
の現状が届いていないんだらうと思います。この点につきましては、今後の課題として検討して
まいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今莫大な経費がかかるということでございますが、何しくある意
味では命の問題。先ほど町長がおっしゃいましたが、これたまたまじゃなしに、先般の山陰中央
に出ておりました水道、これが今言われたような40年たっておるということで、このたびの吉
賀町9キロか、9キロぐらいが40年たっているということでございますが、その40年たつた
らすぐだめになるというんじゃないでしょうし、逆に40年たんでも壊れる場合がある。壊れ
たら水が漏れている支障を来す。

このたびの議会で、1.何キロかな、ということだったんですが、とてもそれでは間に合わな
いですよ。それじゃどうするかと、どんどん金を使ってということかもわかりませんが、調査され
ておるということで大丈夫とは思いますが、水道は本当水がなげにややれんわけなんですけど、
橋、橋もこれも随分古くなっておる。

今はもう全部ほとんど車ですから、歩いておるところは橋がなかったら歩いて渡るんじゃないけど、
そういうことで橋も水害のときには壊れる可能性がある。

今随分丈夫になっておる橋が多いわけなんですけど、水害というときに橋の桁に流木がかかってね、
それで大きな水害になることもあるわけですね。

以前、町長、お宅の所、立河内の水害が一遍あったんですが、あそこは河床がまだ低いという
か、浅いから橋に多くの流木が流れて、ひっかかって、それでずっとこうなると、水害が広が
ったという例もあります。

ここも大体最近の水害というのは余りないんですが、随分70年もなるですかね、ここもそこ
の六日市橋、この辺からずっと町なかを川になったことがあるんです。あれはルース台風とかキ
ジヤ台風とか言いよったんですが、もっともあのころには河床が浅かった。上から手を入れたら
届くぐらいのとこじゃったのと、川幅も狭かったからですが、それでもこれまた次にあれする森
林整備で、今ずっとおくれとるといいうか、そのままになつとるから、今からもどんどんそういう
ことがあり得る。ここだけじゃなしに、もう全町的に。その辺の対策もしておかにはいけんかと
思うわけでございます。

何しくこれわかったことかもわかりませんが、資金が、金がないからできないというんじゃない
済まされない問題があるんで、その辺よく。

それと、道路にしても橋も、大体今傷んだところが多い。その場合、町民の方が身近なところにあるのが、ほんのとても大工事じゃなしに、ちょっと埋めたらとか、それで済むようなところもある。それそのまま放つといたらだんだん大きくなる。

それと、私も何件か聞いて、「ほんのちょっとくぼんだから、どうじゃろうか、なんぼ役場に言うてもやっちゃくれん」と、こういう、そんなら私が言うたらできるもんじゃないかもわからん。それじゃ一応言うてみますと、もう大分何件か話しました。道路維持係の方にね、それわかったのかわからんか、「はいはい」ということじゃったんですが、今だにやってない。もう半年以上全然、それ何ともない。

それで、一つのあれですが、どっかの町村に以前「すぐやる課」という、町民の方がここはどうかというたら、「すぐやる課」、建設課じゃなしに「すぐやる課」というのがあったようですが、今のようになんぼ言うても直してくれないという、それはとても交通の支障が起こることはないかもわかりませんが、段差があつたりしたら事故につながる可能性があるわけですけど。

それで、今の話だけじゃいけないから、何か紙に書いて、どこそこが傷んじよるから、これをひとつ何とかしてくれというのを出したほうが制度がええのかどうか。

紙で出したら何ないと言うた、言わんじゃなしに残るし、ただその場合には、その紙を係の方がぱっぱ積んで、それで途中から紙がだんだん下へ下がって、結局忘れてしまうというようなことがあるかもわかりませんが、何かそういう方法で町民の皆さんの声というか、それをできるような方法をひとつ町長よろしく考えてください。

言いつ放しになるからね、「たしか言うたがのう」じゃなしに、話をしたんじゃけど、係の方は「はいはい、それじゃ上へ上げます」と、こういうふうにやると、なつとると思うんですけど、その辺はぴしゃつとやらないと、何とかそれは私役場のほうに言うてきますといつても、なかなかできんと、「おまえら何しとるか」と、こういうふうに言われるんで、証拠が欲しいから、何かそういうふうな形で考えてくださいますか。

老朽化については、当然いろいろ考えられますね。それとよく事故がないように、生命の危険がないようにひとつよろしくということですが、ちょっと町長今のことで。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな御意見いただきました。前段お話のあったインフラの整備全体でございますが、ああして建物についた床面積を、向こう40年間で40%削減すると、これは何回も申し上げているとおり、総合管理計画がございますので、向こう40年間で進めているということでございます。

インフラにつきましては、お話のあった道路、橋梁、トンネル、簡易水道とか下水道、そうしたインフラについては、現在町が策定をしておりますその総合管理計画の対象にはなっておりま

せん。それとは違うところで、今度は個別のいわゆる計画を策定をさせていただいてやろうということでございますので、その事務も進めていかなければなりません。

同じスパン40年間で考えますと、今申し上げましたような道路、橋梁、トンネル、それから簡易水道であったり下水道の施設、今と同じ形でいわゆる更新、リニューアルをかけているということになると、40年間で256億円ぐらいかかるという試算が出ています。

これは、ある機関が持っているソフトを使って、もう機械的な作業なんですけど、そうするとやっぱり1年間で6億円から7億円かかるということですから、本当に先ほども答弁させていただきましたが、膨大な財源が必要になってまいります。

それを今からどうしていくか、特に水道とかにつきましては料金の問題もございますので、これから本当に大変な時代を迎えるわけでございますが、そこら辺のバランスを考えながら対応させていただきたいと思っております。

それで、橋梁ということで橋のお話もありましたけど、特に一番心配なのは、その日常的な部分で橋が倒壊するというのは、あってはならないわけですし、それから特に災害ということになりますと、また別な意味で危機感が増してくるということで、御紹介もございましたが、立河内のあの高津川の支流の小さい谷でございますけど、そこについては平成11年だったと思っております。

本当朝、夜が明けてから数時間、二、三時間の雨でもう川から道路に水がはうような状態でございますして、もう地元のほうで協議をさせていただいて、やむなくその流木がかかった橋は現在落としております。

そうしたこともあって、河川改修もしたいけど、そのときに圃場も一緒にしたいけど、道路の改修もしたいけどというお話がございましたが、結果的にそれがかなわずに、砂防堰堤をやったり、それから河川改良とか道路改良は今後迫いになって、圃場整備をしたりしておりますけど、そうした河床がかなり上がって危険な河川もありますので、それは橋梁維持のほうと含めて、しっかりこれから検討していかなければならないというふうに思っています。

それから、道路維持の関係で御指摘がございました。対応が遅い部分があるというお話でございまして、これはまた建設水道課のほうでさらに確認をさせていただいて、早急な対応もしていかなければならないと思っております。

業者さんのほうへ発注をするだけでなく、自前の資材等を使って応急対策をするという手だけでもございますので、また今御指摘のあった箇所、また調査をさせていただいて対応をさせていただいたらと思っております。

それから、書面といいますか、文書を出さないとだめなのではというようなお話もございましたが、そうした方法もあると思っておりますし、住民の方、あるいは地域の方からお電話1本いただければ、即座に今現場に出向いて行くというのが、基本的なスタンスでございますので、決してそ

の文書をいただかないと行政が動かないとか、そうしたことではございませんので、いろいろ御不便なりおかけしておることにつきましては、おわびも申し上げますし、これからまたこうした対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 先ほど言いましたのは、小さなたんぼこなんか、陥没するところがあるんですね。そういうところを言うたわけなんで、文書でなくても電話1本でひとつよろしく対応されるようにしてください。

次に、2番目の通告でございますが、町長の施政方針にもありますが、要するに森林、今までも5番、6番議員さんからの森林について似たような質問もありましたが、これ2番目ですから、ひとつ、森林資源は大変大事な有用な資源、これは当たり前、見たらわかるわけなんですけど、この有益な資源を活用して生活を豊かにする。

この中で、今の私前からいろいろあるけど、路網、道、山の道、これを一番先に優先的にやるのが森林開発、森林整備のもとになるんじゃないかと思われま。これによって伐採とか、あるいは橋梁とか、あるいはそれによって遊歩道とか、人が皆山に入っていく、そういうふうな形になると思うんで、まず路網、これももちろん軽トラが最大限入るぐらい。これを町がやるとなかなか大変だから、個人個人でやってもら。

もちろん、自分方の山じゃなしにずっと続いておるわけですから、それぞれの話し合いの中で通称ユンボから、ショベルカー、あれがあればかなりできるんじゃない。それを町が購入してそれ貸し出す、個人、やるという。

以前あったんですよ、何十年じゃなしに。何年か前に町がバックホーを貸し出したことがあるんです。そのころはまだ山はむしろやっかいもののような感じのことがあって、余り道はつくられていないけど、今はもう山が見直されてきておる時代です。

とにかく道をつくったら、いろいろな作業というか、今のように伐採とか植林とか、そういうものができてくる。私の大きな夢なんで、私がやるというんじゃないけど、山の前も言うたかな、尾をずっと道をつける。あの大岡山のてっぺんをダンプカーが走るぐらいの、これ中国で万里の長城というのがありますね。あれは何百年かかってあれだけの何千キロというのをつくったわけですが、これを上に上がったらつけるのは余り、上がりおりするから大変じゃけど、あの上にユンボがやったらかなりできるんじゃないかと。

これは大きな夢ですが、将来的には恐らく空をかけるダンプ、空をかける軽トラというような形になるんじゃないかと思うんですが、そこまでいかずにとにかく道をつけるのが第一と思いますが、その方法を一つの例としてユンボを貸し出す。この考えはどうか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の林業振興対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

壮大な御テーマをいただきました。それはそれとして参考にさせていただきたいと思いますが、2月27日の全員協議会で説明させていただきましたとおり、来年度、平成31年度より交付されます森林環境譲与税を活用して、森林に関する調査や路網整備などを行って、安定的に木材を伐採、搬出する体制整備の構築を図ってまいりたいと考えております。

機材の話がございました。いわゆるバックホーということでこちらのほう認識をしておりますが、これにつきましては町が購入して貸し出すという議員からの御提案についてでございますが、今後の森林整備において境界確認と路網整備は重点を置いて進める必要があると認識しております。

作業道の開設には、それなりの期間を要します。仮に貸し出しを行った場合には、その期間はほかの方が使用することができず、順番待ちとなりますし、複数を保有すると、今度は逆に維持費もかかってまいります。そのようなこともありますので、現時点ではバックホーを行政が購入するということは考えておりませんが、今後人材育成や作業班の設置など、実施計画を進めていく過程においては、導入に向けて検討することも想定されます。

現状のお話をさせていただきますと、簡易作業路開設、それから修繕事業費の補助金を制度化をしております。この場合には、バックホーのリース代も対象としておりますので、こちらのほうをぜひ活用していただきたいなと思います。現状ではということで申し上げたいと思いますが、新規の開設、これは幅員が2メートルはないといけませんけど、その場合にはメートル当たり1,000円、上限では50万円の助成でございます。

同じく2メートル以上の幅員を確保していただくその修繕・拡幅の場合には、今度は事業費の2分の1でございますが、上限で10万円というような制度も準備をしております。既にそれを活用していらっしゃる方もおります。周知不足もあるのだらうと思いますけど、こうしたものがございますので、ぜひともそっちの整備のほうを十分活用していただきたいということも、申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 大体これで終わるんですが、バックホーの貸し出しは今のところだめと。今のところだめでも、将来はぜひ以前もドローンの問題を言うたことがあるんですが、今考えてないということで、だんだんそのドローンも実際に町としても使えるようになる。

私が言うことは、大体ちょっと夢のようなんですが、まだ私は夢を持っております。それはまた別ですけど、森林を整備すると、路網を整備すると、誰もが簡単に入れる。以前はもともと熱エネルギーは山の木だったんですね。私らの小さいころは山に行って木を切って風呂やら御飯を

炊きよった。

大体火というのは自分のことですが、人類だけですね。ホモサピエンス、人間だけが火を使う。ほかの動物はよう使わない、これはホモサピエンスが誕生して何万年かな、前からたまたま恐らく雷か何か落ちて山火事になって、その火を見つけて火を使いだした。文明がかなり発展した、そのおかげで。

結局、そういう火の利用ですが、それまでは、今はもう石油とか石炭、——石炭使わんかな。ガソリン使ってエネルギーをやっとるわけですけど、また見直されてそういう自然のものを使った熱エネルギー、縄文時代という時代があったようです。縄文時代1万年続いたっちゃうんですね。

江戸時代からいうてまだ何百年前やけど、1万年、それから弥生、平安ずっと来たわけですけど、最近まで、——最近というか、本当明治、私が経験では、——経験じゃない、プロパンガスが普及しだしたそれ以前に、もっともエネルギーというのは産業革命のときに石炭で蒸気を沸かして、ジェームズ・ワットが蒸気機関をつくってから産業革命という大量のものもできたみたいだったんですけど、やはりスローライフというのかな、今からもやっぱしもう一遍木を見直して、バイオストーブ、まきでもええという何か助成があったですね。ああいうのをどんどんやってもらって、ちょっとそれ湯を沸かすとか、暖をとるのにすぐはぬくうならんということがあるかもわかりませんが、それをやっぱしゆっくりした生活も必要かと思われまます。

これを吉賀町は、「あそこは悠な町じゃのう」と言われるぐらいに住みよいはずじゃと。物事をなんでもかんでも速く速くでスピードでやるというんでは、どうも人の気持ちが荒れてくるんじゃないかと。

それで、ちょっと参考のために聞くんですが、今ストーブね、要するにバイオストーブがどれぐらい使われておるのか。これはどういうことというのは、木の利用がどれぐらいできるか、するかということもなるかと思うんで、補助金も出てるようなんでね、おそよわかるかと思うんですが、大体どんぐらいありますか、ストーブ今何個ぐらいか。それから、まきを炊くストーブどれぐらい普及しておるのか、ちょっとこれ参考のために聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁漏れがありましたら、また御指摘ください。

初めに、ドローンのお話がありました。何か月か前にドローンのお話があって、とはいいいながら、そのお話があったからということでもないんですが、来年度の当初予算ではドローンを購入させていただいて、有害鳥獣の対策のほうに使わせていただきたいということですから、いろいろ御意見を出していただくと、我々行政のほうも職員のほうで情報がつかめきれない部分は参考になりますので、これからもぜひいろいろなことを御提案いただいたらなと思っています。

それから、路網の整備のお話の中でございまして、やはり山が吉賀町の場合は92%あるわけですから、まず人が山に入っていただくというのが第一番だと思います。ですから、そのための条件ということで、路網整備ということだろうと思います。

森林環境税は平成36年度から課税されますけど、環境譲与税は来年度から、特に来年度は早速に一千二、三百万円ぐらいの交付があつて、それをまず基金に積み立てますけど、当座のところ31年度は約六百二、三十万円を基金から取り崩しをして、全協でお話をさせていただいたように、いろいろなことに活用させていただこうということでございます。

これ森林環境譲与税も徐々にふえていって、完成形は平成45年で、そのときには試算では約四千二、三百万円ぐらい財源として入るやに聞いております。ですから、譲与税、これは目的税ですから、用途は限定されるんですけど、とにかく森林環境税というその制度設計をして、譲与税で先行して交付をされるということですから、今からのその山の活用は、これやっぱり考えていかなければならないということで、何回も言いますが、吉賀町のやっぱり経済の循環のためには、森林、林業の振興対策というのは、非常に大きな大きな柱だということを、私も認識しているということでございます。

ストーブのお話がございました。一般の御家庭でどのぐらいストーブがあるかと、ちょっと私は全体は行政もつかんでおりませんが、ああして役場のほうで木質バイオマスのストーブの購入したときの助成をしておりますけど、その実績だけ申し上げますと、平成25年度が4基、4件ですね。26年度が7件、27年度が5件で28年度が4件、29年度が3件で、本年度は今のところ5件という状況でございます。

平均して申請があるという状況ですから、今申し上げたようなまず個数は、少なからず町内の各御家庭で持っていらっしゃる。

ひょっとしたら、この補助金の制度を使わずに御購入された方もいらっしゃるでしょう。それから、この制度ができる前に、随分前にももう購入された方も多分いらっしゃると思いますから、吉賀町全体の各御家庭で、どのぐらいのそのストーブ、それからこの制度の対象になる以外のストーブも当然あるわけですから、どのくらいあるかは、ちょっとこちらの行政のほうでつかんでおりませんが、間違いなくこうした需要があるということではないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 私が言わんでも、先ほどもあつたんですが、木を燃やすと炭酸ガスが出ますから、CO₂が出るけど、これはプラスマイナスゼロ木の場合はということで、温暖化も本当にCO₂が原因なのか、地球のサイクルでたまたまぬくもつとる、ぬくくなる。

記録によると、以前はスノーアースという、地球が真っ白くなったこともあつたようです。地

球のことじゃからね、69億年前に地球ができて、それからずっときていろいろ69億年ですから、最近のつい何百年前とは違う、いろんな変化がある中の1つじゃないかと言われる説もある。そういう現実には温暖化はなっとる。

地球のことはおもしろくてね、地球磁石、地磁気、北と南が反対になったこともあるようです。それから北を向きよった磁石が南を、——これ余談ですけど、ともかくその温暖化の原因となると言われている、少しでもちゅうことになると、石油とか石炭じゃなしに木を使うように。

吉賀町で使うのほんの、全体がほんのわずかかもわかりませんが、そういう気持ちでやっていかれる。ぜひひとつその木を使うという、燃料をね、熱エネルギーを木でやるというふうに、ひとつお互いに考えていかにやいけんかと思います。

道路維持については、先ほど言われたように小さいものでも、町民の皆さんが言ったら大体すぐ対応してもらおう。「すぐやる課」じゃなくても、「まあまあやる課」でひとつよろしくお願いします。お願いじゃなしに、そういうことで、お願いはおかしい。

それと今の路網、これぜひ進めてください。道ができれば、先ほど言われたように人が入っていく。今まで山に人が入らないから、いろいろな問題が出てきた。とにかく伐採しても、植林しても、観光、人が入れば観光にもなるか。遊歩道的に使えばね、こっから向こうへ行くのに山をちょっと行ったら、匹見にすぐ行けるかもわからない。

それから、健康のためにもいい。森林浴、ここ山の中で本当に山の中に入ったら、森林浴っちゅうのがあるんですね。フィトンチッドかな、そういうのが降り注いで健康にいいという、これロシアなんかで言われてきたことなんですけど、とにかく悪いことじゃない。もういいことばかりじゃから、ひとつ路網の件はよろしく、——あ、またよろしく、お考えください。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、1番、松蔭議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時42分休憩

.....

午後1時53分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

11番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。

まず、最初に、これまでも、4番、6番、10番の議員の方々が聞かれているアンテナショップに関することでもあります。

このアンテナショップの閉店が出荷者に与える影響について、まず、お聞きをしたいと思いま

す。

これまでに、1月31日、議員全員協議会が行われましたが、ここで、吉賀町の株式会社エポックかきのきむら事業再生計画への対応方針が示されました。このうち、産直事業における広島方面の販売について、「引き継いで取り組める組織を模索します。引き継ぎ組織が見つからなかった場合は、広島方面への販路については断念をせざるを得ないと考えますが、地域の生産者への影響が生じるため、例えば、圏域や地域内での流通等の新たな流通形態の構築に向けた支援を検討します」という対応方針でした。

また、今、開かれております第1回吉賀町議会定例会の初日3月4日に行われた町長施政方針、町政運営に臨む基本的な考えの中では、「会社では抜本的な事業の見直しがなされていますが、生産者等への影響が一番懸念される場所であり、販路先の確保に最大限の努力をしてみたいと思います」と町長は述べています。

そこで、まず、施政方針で述べた生産者等への影響について、特に、アンテナショップ閉店が生鮮野菜など農産物や加工品を出荷している団体、個人の収入に与える影響について、町長はどのように捉えているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、アンテナショップ閉店が出店者に与える影響はということで、まず、申し上げたいと思います。

株式会社エポックかきのきむらによるアンテナショップの閉店が出店者に与える影響について、平成27年から平成29年の1月から12月まで暦年でございますが、この期間における生産者からの仕入れ額の状況によりお答えをしたいと思います。

なお、今から申し上げます金額につきましては、加工品の仕入れも含んでいるということで、御理解を賜りたいと思います。

平成27年のアンテナショップ店舗とアンテナショップと卸販売を合わせた生産者からの全体仕入れ額は3,108万円です。このうち、店舗販売分は1,998万円で、出荷者は192人です。

平成28年の全体仕入れ額は3,363万円です。うち、店舗販売分は2,255万円で、出荷者は188人です。

平成29年の全体仕入れ額、これは3,204万円、うち、店舗販売分は2,092万円、出荷者は185人という状況でございます。

なお、平成9年の出荷者のうち、仕入れ金額の多い、業者等もいらっしゃいますから、こうしたものを除きますとということで申し上げたいと思いますが、業者等で申し上げますと、全体では922万円、店舗分が593万円でございますので、今申し上げた金額を除いた出荷者当たり、

お1人当たりの全体仕入れ額で申し上げますと、これがお1人当たり12万6,000円、店舗販売分が8万3,000円となります。こうしたことをまずお伝えをさせていただきたいと思えます。

店舗を閉店することで、店舗販売分が直接的な影響を受けることとなろうかと思えます。一方で、卸販売については、取引先との協議により、現状のお取扱量の増加について了承をいただいているところでございます。また、新規の販路も開拓をしております。

これによる店舗販売分、全てとはなりません、卸販売による一定量の販売は可能と見ており、エポックかきのきむらの再生計画におきましても、広島方面への流通において、約3,000万円の売り上げを計上しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私も、今、町長の答弁された数字については、承知をしておるつもりであります、生産者によれば、年間で100万円を超える収入を得ているところもございいます。そういう中で、1月に示されました対応方針の具体化、これがどこまで進んでいるか、お聞きをするところであります。

最初に申しましたように、これまで、エポックかきのきむらについて、14日には、4番と10番の議員の方、また、本日も6番の方、聞いておられますが、その中で町長は、アンテナショップについて、「大切なところと認識をしている。卸販売を1年は続ける。食と農・かきのきむら企業組合と具体的な支援内容を協議している」というものがあつたと思えます。改めて、町長は廿日市のアンテナショップをどのようにするのがよいと考えているか。また、今言いました、企業組合と協議している具体的な支援内容とは何か。このことについてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、先ほど私答弁をした中で、平成29年というのを平成9年と申し上げたようでございます。この点については、訂正をさせていただいて、おわびを申し上げたいと思えます。

1月にお示しをした対応方針の具体化はどこまで進んでいるかというような御質問でございます。現時点での町の対応状況についてでございますが、アンテナショップの店舗も含め広島方面での流通を引き継いでいただける組織を模索しているところでございます。協議も行っているということでございますが、具体的には、先ほども御紹介がありました。それから、これまでの一般質問でお答えをさせていただいたように、企業組合のほうと鋭意協議をさせていただいておるところでございます。

また、ちょうど議会中でもございますが、議会が閉会いたしましたら、また、近日中のところで協議を行うということで、今、日程調整をしているところでございます。直接的には、産業課

であったり、あるいは副町長のところで協議を進めさせているということもつけ加えておきたいと思えます。できるだけ早い段階で、生産者の販路を確保いたしまして、安心して生産できる状況を生み出していくということですが、幾らか、やっぱり、結論出るまでには難しい部分があるんだろうというふうに思っております。ということですが、当然、これまで申し上げておりますように、当面の間は、エポックかきのきむらの卸販売のほうへ頼らざるを得ないという状況でございます。

アンテナショップ自体をどのようにしていくのかということですが、これは、会社のエポックかきのきむらの取締役会、あるいは、株主総会でも御確認をいただいた再生計画に基づいてということで、やはり、ここをやっぱり着実に進めていくのがベストだろうということで、株主として入った中でも、そのような協議をし、決定をしたところでございます。ですから、現状においては、再生計画は、今年度末をもって閉店をして、いわゆる大家さんのお返しをする。一方では、卸販売のほうをさらに事業拡大をして、それを今度は次の運営をしていただける組織のほうへ引き継ぎをしていくという、こうした流れになろうかと思えます。ただ、一方では、議会のもそうだと思いますが、要請書といいますか、陳情書もいただいているところでございますので、これは、また、先方さんとお話をしている企業組合との協議の中で、そうしたことを模索していかなければならないと思えます。

それから、具体的には、企業組合様のほうと、どういった支援内容を考えているかというお話ですが、これも、まだ企業組合自体が、じゃあ、卸販売も含めて、それからアンテナショップも含めて、事業を継承してやりましょうという、まだ御回答がいただけてない状況でございます。我々といたしましては、まず、そこを突破口に、じゃあ、継続していただけるのであれば、どういった支援内容があるでしょうか、まさに、そこの各論に入っていくわけですので、きょう段階ということで申し上げますと、残念ながら具体的な支援方法をお話をする段階には入っていないということを申し添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そこで、今、一番大事なこと。先ほど、広島方面への卸販売で、3,000万円ぐらいということで御答弁もありました。今、エポックかきのきむらが4月からの卸しとして考えているものが、これまで出しております福屋等で、福屋2店舗。ここで、これまでの3割アップ。これと、広島市内にあります、LECT。大きいショッピングモール店となっておりますが、ここでの販売を予定しているというふうに聞いております。

そこで、今、本当に生産者に対して、どのような取り組みをするのがということをお聞きをしますが、生産者に4月以降の出荷に合わせて種まきをしようという意欲を強い意欲を持ってもらう。生産したものを当たり前の価格で出荷できる場所があるという安心感を持てるようにする

ことだと考えます。生産者がつくったものを安心して出荷できるところがなくなるという不安をどのように払拭するのか。アンテナショップがなくとも、これだけのことはできる。そういうことについて、町長のお考えをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） アンテナショップを閉店後の販路の拡大ということで、今、議員のほうから御紹介ありましたように、現状の福屋の2店舗とLECTさんのほうで販売量を幾らかふやしていただいて、そこで、幾らかのカバーをしてみたいということでございます。これも、そうは言いながらも限界があるわけでございますから。

そうした中で、生産者の皆さんに御案内がありましたように、意欲を持って農作業あるいは生産活動に当たっていくということになりますと、今協議を進めております企業組合さんとの結論をなるべく早い段階で出ささせていただくというのが、第一義的に、我々、今、行政がしなければならない部分だろうと思います。それをしながらも、山陽方面のそうしたところに限らず、町の対応方針でも、全協でも申し上げましたが、この圏域内であったり、それから、この流域であったり、町内であったり、近場のところも、カバーができるすべがあるということも、しっかり追求をしていかなければならないのではないかというふうに思います。

ですから、なかなか、この前、167人のうちの70名近い方が産直協議会の会議のほうへ来ていただいて、皆さんの参加者名簿を添えていただいて、要望書も届いております。お気持ちはしっかり受けとめているつもりでございますので、まず、我々がやらなければいけないことは、次の段階で引き継ぎをしていただけるような、そうした組織、団体をまず探し当てるといことだろうと思います。引き続き協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この問題を定住対策の側面から改めてお聞きをするわけですが、町外から移住して、積極的に農業に携わっている方もおられるという現状の中で、出荷先の確保ということについて、具体的な検討、そういうものも含めた検討というものがされたのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） Iターン、Uターンの方、これまで、こちらのほうへ移住してきていただいた方限定ということでは、当然解決できる問題ではございませんので、総体的なあり方ということで検討しなければならないというふうに思っています。

議員がおっしゃいますように、農作物等の生産に魅力を感じて、Iターン、あるいは、Uターンをされた方も当然いらっしゃるわけでございます。今回の課題に対しましては、このような方々も含めて、関係者の皆さんの所得、あるいは、生きがい対策、そうしたことも含めて、もろ

もろの課題を克服するために、まずは出荷先の確保に努めてまいりたいということでございます。有機農業とか、そうした中山間地でのスローライフであったり、田舎暮らしであったり、そうしたことに魅力を感じて、100人近い方が移住しておられるというのは事実でございますから、そうしたことも含めて、それから、地元の方、当然含めてでございますが、先ほど言いましたような、所得であったり、生きがい、こうしたところも含めて、総体的に次につながるようなことをしっかり汗をかいてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本当に生産者の手取りそのものがふえるための努力を引き続き行っていただきたいと思います。

もう一つは、これは質問ではありませんが、そもそもアンテナショップを設置したときの趣旨、これは10番議員からも前回話されておりますので、あえて答弁を求めるわけではありませんが、そういうことも改めて確認をして、これからのまた協議を進めていっていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

学力テストの時間を遊び・不得手対策にということで、教育長にお伺いをいたします。

吉賀町内の小中学校では、ことしの4月18日に全国学力テストを実施する計画です。対象となるのは小学6年生と中学3年生で、科目は国語と算数、数学、中学生は英語もあります。あわせて、勉強や生活習慣に関する調査も同時に行う計画となっています。

また、島根県学力テスト、島根県学力調査とも言いますが、これが12月10日、11日に小学校の5、6年生、中学1、2年生を対象に全国学力テストと同じ科目で、意識調査とあわせて行われる予定とされています。

これに加えて、町が実施する学力テスト、統一テストと言われていますが、これが12月に、対象となるのは、小学校1、2年生のときから国語と算数、小学校の3、4年生は国語、算数、理科、社会、小学校の5年、6年生は、県が行わないとした理科と社会。中学1、2年生も理科と社会を対象とし、勉強などに対する意識調査は、7月と12月に行うべく計画がされていると聞いております。

平成28年9月定例議会で、前教育長は学力テストの目的について、児童生徒の個人個人の学力の状況を把握するため、それをどのように学力向上につなげるかという、いわゆる傾向と対策のために行うと答弁をされました。

では、一人一人の児童生徒が学んだことをどの程度理解し、活用できるかということのを学校の先生が把握していないでしょうか。普段の授業や学校生活において、先生の発問、これは意識して考えさせる問いかけに対する反応であったり、答える内容、友達の発言中の様子、課題に取り組む表情、小テストの向き合い方など、一人一人の子どもの実態から、ペーパーテストであらわ

される学力の状況は把握できていると思います。

学びの状況考慮した、どの子ども全部の問題に取り組めるテスト問題。いわゆる誰でもがほとんどの子がわかるようなテスト問題をあえて選び、勉強嫌いにならないようにするとか、このような取り組みで、子どもの未来を閉ざさない工夫を凝らすなど、目の前の子どもたちの学びに合った取り組みが求められていると思います。

子どもたちを見るとき、大事なのは、まず第一に、何かができなければ認めてもらえないというのではなく、無条件の存在承認。あなたがいてくれるだけでうれしい。という周りの人の気持ちを知り、自分に関心を持って、大切にされていると感じられるようにすることだと思えます。このようなことから、子どもはみずから、力強く前進していけると考えます。

赤ちゃんの話をしませんが、赤ちゃんは、安心なところに、自分が安心であると思うところへしか、なかなか行きません。ちょっと冒険をするときでも、そっと親のほうを見たり、そういう行動を結構していると私は思います。小学生、中学生になっても、そういう部分持って生きていると思います。そして、子どもを見るときに、心身ともに健康であるか、友達と一緒に何かをやり切る。さまざまな考え方を出し合って真理を見つける。学んだことを自分の生き方や地域と結びつけて考える。先生方は子どもたちに愛情を注ぎ、こうした力を育てることを大切にしてきたと思います。ところが、学力テストの点数を上げることが重要な課題とされる中で、そうした実践ができにくくなっているのではないのでしょうか。ベネッセという学力テストなどを集計するところが、学習指導基本調査のまとめをしています。現在の学力テストが始まった2007年を挟んで、その前後の経年比較を行っています。これを見ると、小学校、中学校の先生がともに子どもの可能性が開花するのを支援するより、必要なことを教え、訓練する傾向が強まっているという結果になっています。これは、例えば、算数ですけれども、ちょっと簡単な問題を言いますが、平均を求めるときに、5人を出して、1人は100点、次の人も100点、次の人は110点、1人の人は90点、最後の人は100点としたときに、平均を求めると。これは100というのがすぐ出てきますが、公式を覚えさせられて、それに基づいて解くしかわからない子どもは一つ一つを足し算をして、5で割るという計算をしてしまいます。ところが、何のためにこういうことをするのかということを知って授業を受けてきた子どもたちは、今問われていることに対して、公式でない方法をも見出すことができる。そういうようなことが今紹介をしたところとつながってくるのではないかと思います。

そこで、競争に追い込むのではなく、楽しく、自発的に、意欲を持って学習できるよう先生がまず点数競争に縛られることなく、目の前の一人一人の子どもの成長を第一に考えることができるよう、学力テストの見直しの検討を求めます。教育長の見解はいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 学力テストの時間を遊び・不得手対策にということで御質問をいただいております。

まず、学力テストの見直しについての御質問であったと思います。

まず、教育において、私も議員と同じように、子どもたちが心身ともに健康でバランスのとれた人間に成長してくれることが大切だと思っています。そのために、日々さまざまな施策を展開していくことが我々の責務であるというふうに考えております。

先ほど御質問の中で、前教育長が述べたということでございましたけども、全国や島根県、そして、吉賀町が実施している学力調査の目的については、児童生徒個々の学習の状況、具体的には、個々のつまずきや定着していない学習内容について把握し、その状況をあわせて個々に合った指導支援を行うために、参加実施しているものでございます。

教育委員会では、2月から3月にかけて、私が教育長に就任してからですけども、町内全小中学校長から、学力向上の取り組みについてヒアリングを実施しております。これは学力向上の取り組みで、毎年同じように、これまでも実施してきておるものでございます。

学校では、ただ単に、学力調査の教科ごとの合計点を県平均と比較するだけでなく、教科のうちで、例えば、国語であれば、話す、聞く、また、書く、そして読むなど、また、問題の形式で言うと選択式、短答式、記述式などのどんな形式の問題が弱いのかといったところまで、細かく分析しております。その結果、弱点を克服できるような授業づくりに活用しております。したがって、これらの学力調査について、先生方を単に点数競争に縛るものではなく、目の前の個々の成長を第一に考えて、参加・実施をしております。

これに至った経緯については、以前は、各校独自で学力調査を実施し、当該学年の既習内容について、2学期後半の段階で学習定着度を確認して、個々の指導支援に生かすことをしてきました。平成28年3月に学力向上取り組み支援チームを教育委員会の中に立ち上げた際に、各学校の学力向上の取り組みについて確認をしました。学校の予算の中で、独自で学力調査を実施している。また、予算的に経年比較が難しいなどの状況がありました。この状況を受けて、教育委員会予算で学力調査を実施することで、経年比較や教科の拡充等という学校のニーズに柔軟に対応できるようにし、町全体で統一した学力調査としました。また、町全体で実施することで、学校に支援が必要な際には、速やかに教育委員会として対応できるようにしました。

この御質問をいただいてから、ちょうどタイミングがよかったといえますか、益田の教育事務所のほうで、事務所だよりというのが毎月発行されております。その中で、学校教育スタッフの林企画幹という方が書かれておる文章がありましたんで、少し紹介をしたいと思います。ちょうど議員の質問の内容とほぼ一致したようなところがございまして、ちょっと聞いていただければと思います。

「先日、テストだらけにしないで教えてよという記事を目にした。テストの時間がふえることで授業時数が少なくなり、結果として、授業の進度が早くなるというのである。児童生徒にとっては、じっくり教えてもらう間もなく、テストを受けさせられ、教師は指導を見直すこともなく、どんどん先に進めていく感じである。評定あって評価なしという言葉が聞かれたことがあるだろう。評定は学習の成果を測定し数値化することであり、それだけで評価ではない。評価を指導に生かして、初めて評価となるのである。これが指導と評価の一体化ということになる。測定や評定ばかりを繰り返すだけで、指導につなげない教師は検査を繰り返すが治療に入らない医者のような気がする。ましてや、学力調査の結果を順位づけして使ったり、通知票の結果をプレゼントの購入基準に利用したりする風潮は考えものである」ということでございます。

これは全体の文章のごく一部なんですけども、そういったことを書かれています。私も、もう、これを読んだときには今回の答弁書をつくっておりましたんで、どうしても、私たちが書くと、わかりづらいというか、小難しい文章になりがちなんですけども、これを読んだときに、あ、ちょっと、この答弁に近いなというところで感じましたので、きょう、こうして紹介をさせていただきました。

まさに、こういう状況がある。先ほどもおっしゃられましたように、校長のヒアリングをした中で、いろんな学校の状況、この学力調査をどういうふうにご利用されているかということをお聞きしております。そのうちの一部なんですけど、これは某学校の職員会議の資料です。この中身は全てが学力調査の分析をしたものです。中はちょっと公表できないんですけども、本当に細かく経年の比較をしながら、各項目を分析をされております。全ての学校がこういうふうに行っているかということ、そうでもないんですけども、それぞれの学校で、やはり、それなりの分析をしながら、どういうふうに授業をしたらいいかということをお先生方は真剣に考えておられると私は感じました。

それで、先ほどの御質問の中でも、学力テストの点数を上げることが最重要課題とされる中でというふうな表現もあったわけなんですけども、私はそうは思いません。全国を見ると、そういったふうな学力調査を利用されているところも確かにあるかもしれませんが、少なくとも、私は、吉賀町内の小中学校の先生は、そうではないというふうに、これは本当自慢できるというふうに思いました。

それぞれの学校での分析の仕方はそれぞれ違いますけども、そういった形で分析をして、この学力調査を利用されています。

それと、子どもたちの評価をするだけでなく、やはり、先生みずからが、自分がやった授業が果たして、子どもたちのためになったかどうかということもあわせて、先生方は評価をしています。自己評価にも当然使っているということです。それによって、次の授業を展開していく。考

えていく。そういった取り組みをしてもらっているというふうに、私は思っております。

御質問の中で、学力調査の見直しの検討についてということでございましたけども、全国学力調査、島根県学力調査への参加は継続をいたします。

吉賀町の学力調査については、学校現場の意見を聞きながら、必要であれば、見直しを検討し実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） わかりはしたんですが、例えば、今、学校で使う教科書について、通告でしていませんから答弁とは関係しませんが、例えば、国語の場合、どんなことが書かれているかというようなことを最後のところでやって、一番最後にそれをどう活用するかというところに入っていきます。しかしながら、それまでの読みがいわゆる行間を読むというようなところになると、なかなか子どもたちが本当に理解をしているか、していないか、わかりづらい。そういう教科書のつくりにもなっています。そういうときに、子どもたちが先生のほうに対して、本当に集中して向かって聞いてくれる。そういう環境の中であれば、まだ、子どもたちも理解も進むと思うんですけども、先生が話をしても、なかなか、そっちに向こうとしていない状況があったりも、特に低学年なんですけど、します。私は、本当に子どもたちとの信頼関係をもっとつくるためにどうしたらいいのかと、そういう思いで、今回学力テストの時間をそういうところに、子どもたちとしっかりと触れ合う。そして集中するために力が要ります。その力を遊びの中でつくる。遊びというのは体を動かす遊び。そのことが重要であるというところで、このような質問を立てたわけであります。

今、子どもたちというのが、本当にどういう状態にあるのかということ考えたときに、去年行った、同じクラス見ているんですけども、そのときに、低学年ですが、足を投げ出して、本当に授業を受けようとしているような様子がなかなか見受けられなかった子どもが、ことし、去年ですか、伺ったときには、しっかりと先生のほうを向いて話を聞くというような状況もありましたので、みんな頑張っているなというふうに思いますし、先生方も本当に努力して、授業をつくっておられるというふうに考えたわけであります。

やっぱり、町の学力テストについては、また検討もあるということではございましたので、しっかりとまた検討をしていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

住民に信頼される職務の推進をということで、町長にお聞きをいたします。

役場の職員の方々、吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に基づく宣誓書に署名してからはないと職務につくことができないことになっています。宣誓書をどのようになっているか、読み上げますが、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、

擁護することをおたく誓います。私は地方自治の本旨に体する」、これは心にとどめて守るという意味だと思いますが、「体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することをおたく誓います」という宣誓書であります。

平成30年の12月出納検査報告書というのが今回の議会のところに配布されておりますが、ここでは、相互チェック体制が十分機能していない。実効的な内部牽制の確立を含め、組織統一の強化に努められたいと指摘しています。

同じ誤りを繰り返されないために、その都度対策を立て、役場内で共有することは当たり前のことと認識をしておりますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、住民に信頼される職務の推進をということで、お答えをさせていただきますと思います。

今定例会におきましても、議案の修正等、御迷惑をおかけをしたわけでございます。改めておわびを申し上げたいと思います。

日常的な事務処理における管理職員を含めた複数人におけるチェック体制や合議における複数人対応等については、各職場において徹底するように確認をしていたところでございますが、監査委員からの出納検査報告書で相互チェック体制が機能していないとの御指摘を受けたところでございます。

事務を行っていく上で、誤りがあつたときは、その都度、経過や発生原因、改善策を関係者が確認し、情報共有しております。方法につきましては、記録の回覧、口頭による注意喚起、場合によっては記録と口頭両方による確認も行っているところでございます。また、案件によりましては、庁議で議題として取り扱うこともございます。原因分析やそれに対する改善策の情報共有を深め、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、担当者が不在時に町内の方、またはほかからでも問い合わせ、その他の依頼があつたときの対応の仕方、これはどのようになっているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員が、担当職員が不在であつたときの対応でございます。まずは、御用件あるいは連絡先をお聞きをいたしまして、役場のほうから可能な限り後刻のところ、早い段階で連絡をとらせていただいているような状況でございます。また、不在であつた職員への連絡につきましては、内容や状況にもよるわけでございますが、文書の記録による伝達、あるいは

役場のシステムでございますグループウェアによる伝達等で周知、あるいは連絡徹底を行っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 通常の問い合わせ等であれば、そのような形だと思いますが、通常でない場合、緊急性を要するときの対応、これについてはどのように行うべきであるというふうに考えているか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 緊急性であったり、あるいは重要性の問題であろうかと思えます。当然、緊急性がある場合は、担当しております職員が不在であっても副担当もおりますし、それから上席の職員もいるわけでございます。上席の職員も出張等でいない場合には、さらには副町長、私がいるわけでございますので、場合によってはそうしたところの職員と連絡をとりながら、まさに即刻対応していかなければならないと思えます。

それから、重要度の問題でいいますと、そこに緊急性があるかどうかも当然あるわけでございますが、重要度、特に危機管理の問題にかかわるような案件であれば、これは日常業務の中で管理職にも徹底しておりますが、短時間のうちにトップのほうへ副町長、町長のほうへ、その状況が伝わるように徹底をし、それを当然のことながら運用しているような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ところが、なかなかそのような事態になっていないという事案がありました。民間では不誠実と思われえる対応がもとで、取引の対象から外される危機に陥ることもあります。本当に真剣に取り組めるように、周りのサポートだけでなく、私は平成32年に控えております会計年度任用職員制度の導入を機に、大課制を改める機構改革について検討するというのは、今大事ではないかというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 機構改革にかかわるお話でございました。これにつきましては、昨年6月だったと思いますが、定例会の中の一般質問の中でも御指摘等がございました。そのときにも、現段階においては機構改革を考えるには至っていないということを申し上げたとおりでございます。その思いは、現段階でも変わっていないわけでございます。ただ、引き続き現状を見極める中で必要という判断に至れば、そうしたことも検討してまいりたいと思えます。

それから、先ほど来お話がございましたように、職員の能力向上や事務処理のミス防止につなげる手段といたしまして、機構改革自体のそれも否定はいたしません、私といたしましてはまずそれ以前に、職員がみずからまず襟を正すというところから始めなければならないというふうにご考えております。

業務に対する職員の姿勢について、職員一人一人が常に問題意識を持って、役場全体として取り組みを進めるよう庁議等さまざまな場面で共通認識をはかり、全職員、全部署のレベルアップに向けて努めてまいりたいと思います。その上で課の中、課であったり、室内であったりそれぞれのセクションでの、例えばジョブローテーション、あるいは課をまたいだチェック体制といった機構改革を伴わないでもできる具体策もあろうかと思っておりますので、そうしたところでチェック体制を当座のところは強めていきたい、強化していきたいという考えでございます。

会計年度任用職員のお話がありました。今、32年度の制度設計に向けて着々と今準備をさせていただいて、ことしのうちには条例等の議案も上程をする準備しているところでございます。それとあわせて、機構改革の検討をということでございますが、この制度は基本的には任用形態の明確化を主眼に置いた制度移行と理解しておりますので、制度移行にあわせる形での機構改革は現時点では考えておりません。

しかしながら、現に多くの臨時、あるいは非常勤職員の方々を雇用しておりますので、組織のありようを検討するとなりましたら、こうした方々の配置状況も含めて考えていかなければならないと思います。大課制というお話がありました。今回の通告の内容、ちょっとそこまで読み込みができませんでしたので、そういう答弁になっていないということはお許しをいただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように会計年度任用職員制度自体は先ほど言ったような趣旨でございますので、そこと直接的に機構改革をということにはならないわけでございますが、仕事のやり方であるとか、それから会計年度任用職員も幾らか勤務の形態が選択をできます。ですから、どういった勤務形態をすれば、例えばいわゆる正規職員とのコンセンサスがとれて、チェック体制も機能が強化されて、いわゆるこれまでであったような事務的なミスが軽減されるということが可能性としてあれば、これは機構改革、今議員の質問では大課制というお話でしたが、大課制を解消するというお話でございましたが、そういうことも含めて対応を考えてまいりたいと思っております。

まずは今、会計年度任用職員の制度自体を行うということに今事務を進めておりますので、その先のお話でございますから、そこはまた制度設計ができた段階で、平成32年度のところで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の会計年度任用職員制度の導入からということでは、人によってはフルタイムの人は評価の対象になるというようなことから、一人の管理職がどれだけの人たちをちゃんと見るができるかという、そういう心配もあつてのことです。

続いて、地区が管理する防犯外灯電気代負担のあり方を問うということでお聞きをいたします。

通学路の安全確保のために、地区が管理するであろう防犯外灯の設置をしようとしても、電気代の負担が多くなることから、消極的にならざるを得ない実態があります。一方で、町は所有しない外灯の電気代を町が負担しているものもごございます。いま一度、負担のあり方について検討されることを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、地区が管理する防犯外灯電気代負担のあり方を問うということについてお答えをしたいと思います。

町の管理する防犯灯につきましては、吉賀町防犯灯設置要綱に基づきまして設置管理いたしておるところでございます。また、地区が管理いたします防犯灯につきましては、吉賀町地区防犯灯設置費助成要綱に基づき設置費の一部を助成しているところでございます。

御質問のありました町が所有しない外灯の電気代を町が負担しているものにつきましては、平成26年度に六日市商店街の街路灯の管理をしておられます六日市会という団体のほうから、電気料の支払いができなくなる可能性があるため、町で負担してほしいとの要望が出ておりました。当時、六日市会で負担している1年間の電気料は、44万234円という状況でございました。

一旦はお断りをしたものの、その後、再び要望があり、その際、廃止せざるを得ない状況があるということもお聞きをしたところでございます。これを受けまして、町において検討するとともに、所管の警察のほうとも協議をさせていただきまして、児童生徒の皆さんの通学の安全確保あるいは防犯対策を考えた結果、公共施設の周辺、具体的には六日市小学校からバス停までということになるわけでございますが、この区間にあるものについて町で負担をするということにしたところでございます。

これにつきましては、既に平成29年度より予算化をさせていただいて、御承認をいただいて執行しているところでございます。防犯灯の設置や維持管理について、特に電気代がどの程度の負担となっているのか、他方で、防犯灯をLED照明に切りかえられた地区におきましては、負担が軽減されたところもあると思います。

このような状況でございますので、今回議員から御指摘のありました負担のあり方につきましては、幾らか時間をいただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 検討されるということで、そのときに今の設置されております外灯の中電との契約の関係でいいますと、100ワット相当のものが多くあります。通常短い距離でありますとLEDの照明で地区で設置をしているのが、多くは10ワット未満ですね、契約でいくと10ワットのものが多く、町が設置をしておりますものはほとんどが20ワットを切る

LEDとなっております。100ワットとなりますと、電気代非常に高くなってもおります。そういうような器具の取りかえと電気代の費用負担等も十分考えた検討をしていただきというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 照明器具の問題もあつたりしますので、先ほど答弁させていただいたように幾らか現状等も分析をさせていただいて、精査をさせていただきたいと思っているところがございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。もう一度最後に一言だけ申し述べて終わります。

先ほど住民に信頼される職務の推進というところで、町長のほうから庁議等でもということでしたが、やはり各課内においてもどういうふうにしたらいいのか、どうあるべきかということについてしっかりとした検討、自分たちの問題であるということを深く理解をできるような話し合いが、僕は必要であるというふうに思います。

そういうようなことも含め、役場の庁議等の中でそういう対策について、また検討されることをお願いをして質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

以上で、全ての一般質問が終了いたしました。

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、これで散会とします。御苦勞でございました。

午後2時53分散会
